

世田谷区立砧小学校・砧幼稚園

改築事業

要求水準書

令和6年2月 改定

世田谷区

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 節 本事業の目的	2
第 2 節 本事業の概要	4
1. 事業の対象となる施設	4
2. 事業スケジュール（予定）	4
3. 遵守すべき法制度等	5
第 3 節 諸条件	9
第 2 章 設計業務	14
第 1 節 設計業務における基本的な考え方	14
1. 全体計画の考え方	14
2. 諸室・機能に係る要件	2020
3. 構造計画の考え方	27
4. 設備計画の考え方	2828
第 2 節 設計業務遂行に係る要求内容	32
1. 業務の内容	32
2. 業務の遂行期間	32
3. 留意すべき項目	32
	33

添付資料

資料 1	敷地現況図
資料 2	本区で調達する什器等リスト
資料 3	建設業務に含む什器等リスト
資料 4	厨房機器等参考仕様リスト
資料 5	必要諸室一覧表
資料 6	電気・機械要求性能表
資料 7	石碑・記念樹等の移設リスト
資料 8	工事期間中の必要諸室一覧
資料 9	新校舎・園舎平面ゾーニング図（案） R5 改定
資料 10	想定ローリング計画（案） R5 改定
資料 11	擁壁整備計画図（案） R5 改定

貸出資料

- 貸出資料 1 事業予定地接続インフラ現況図（電気・ガス・上下水）
- 貸出資料 2 地盤調査報告書 R5 実施調査追加
- 貸出資料 3 擁壁調査報告書、本区想定擁壁の更新・補強範囲図
- 貸出資料 4 事業予定地現況測量図一式
- 貸出資料 5 世田谷区各種設計仕様書
 - 1 世田谷区標準設計仕様書
 - 2 世田谷区立小・中学校改築設計マニュアル
 - 3 学校トイレ工事共通仕様書
 - 4 公共施設省エネ指針・同運用基準
 - 5 災害（地震）時対応設計の手引き
 - 6 給食室設計仕様書
 - 7 特別支援学級設計標準仕様【詳細版】
 - 8 新BOP室整備の考え方について
 - 9 公共施設設計標準仕様書 保育園
 - 10 世田谷区公共建築物 ZEB 指針
- 貸出資料 6 アスベスト調査結果
- 貸出資料 7 解体建物既存図一式
- 貸出資料 8 既存建物調査結果
- 貸出資料 9 世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築基本構想報告書（R2 年策定）
- 貸出資料 10 小学校等における医療的ケア実施支援資料
- 貸出資料 11 学校等における医療的ケア実施ガイドライン（案）
- 貸出資料 12 世田谷区立砧小学校建築基準法第 12 条 5 項報告書（R2 年調査）
- 貸出資料 13 砧小学校・砧幼稚園試掘調査・地下レーダー探査報告書（R4 年調査）

第1章 総則

世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、世田谷区（以下「本区」という。）が世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築事業（以下「本事業」という。）の実施にあたって、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）に要求する施設の設計業務に関する基本的な水準を示すものである。なお、官民連携事業の持っている本来の特性である事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ及び技術力等を最大限に生かすため、要求水準については、基本的な考え方のみを示すに留め、本事業の目標を達成する具体的な方法・手段等は、事業者の発想に委ねることとする。よって、事業者の提案内容に示される水準が要求水準書に示された水準を上回るときは、当該提案内容における水準を本事業の要求水準として優先的に適用するものとする。

第1節 本事業の目的

世田谷区立砧小学校は、児童数増への対応とともに、敷地北東側の道路拡幅による通学路や敷地内崖地の安全確保、また砧幼稚園との複合化を図るものとして平成27年度に次期改築校として選定された。なお、敷地の一部は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定されており、改築にあたっては、建築工事のほか擁壁を更新及び改修する必要がある。また、小学校、幼稚園の改築とともに、隣接住宅地に面する擁壁を改修する難易度の高い土木工事を行う。そのため、工期が長期に及ぶことが想定され、学校運営や教育環境、また、周辺の住環境等にも大きな影響が生じる恐れがある。

これを受けて、平成30年度より、改築基本構想の策定に向けて、「砧小学校・砧幼稚園改築基本構想検討委員会」を設置し、平成31年1月から令和元年11月にかけて検討を重ね、令和2年2月に「世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定した。

また令和4年1月には、本敷地が、国立成育医療研究センターの近傍に立地する区立小学校・幼稚園であることから、その地域特性を鑑み、医療的ケア児を幼稚園から小学校、新BOP(学童クラブ)まで一貫して受け入れるモデル校として位置づけることとした。

このような背景を踏まえ、砧小学校・砧幼稚園の改築事業における施工上の課題解決(建築工事と土木工事の連携、居ながら工事の安全確保)や工期短縮を図るために、事業者が設計段階から建築と土木の施工技術を導入し、設計及び建設を一貫して実施する「デザインビルド方式」(以下「DB方式」という。)を適用することにより、効率的かつ効果的な事業実施を目指した。しかし、これまで過去2回にわたる事業者選定プロポーザル(R2年度、R4年度)を実施したが、擁壁に関する考え方の相違や金額の折り合いが付かなかったことから不調となっていた。この結果を受けて、本区では要求水準及び事業者選定方法の見直しを行い、基本設計先行型デザインビルド方式を採用することとした。

本事業はこのような背景及び基本構想を踏まえて基本設計業務を委託するものである。

【基本構想基本方針】

- (1) 複合化を活かした多様な教育や子育ての拠点となる施設
 - ・ 小学校・幼稚園・地域の交流を促進し、思いやりのある子どもを育てる空間づくりを行う。
 - ・ 多様な教育や将来の児童数の変化に対応できる、柔軟性のある計画とする。
 - ・ 子どもたちの多様性に配慮し、地域の子育て支援の拠点として活用できる計画とする。
- (2) 子どもたちの健康・体力の向上に寄与する施設
 - ・ 広い校庭・園庭や屋上利用など、活発な活動ができる空間を確保し、子どもたちの健康・体力の向上に寄与する計画とする。
 - ・ 清潔感のあるトイレ、明るい室内環境など、快適に過ごせる学習・生活空間を整備する。
 - ・ ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが使いやすい計画とする。
- (3) 地域とともに歩む開かれた施設
 - ・ 国分寺崖線の景観や、学校の風景伝承を図り、地域と調和のとれた計画とする。
 - ・ 地域開放に配慮し、「砧っ子夏祭り」などの地域活動に活用しやすい計画とする。
 - ・ 既存樹を大切にするとともに、新たな樹木を植え、永く地域に親しまれる計画とする。
- (4) 自然とのふれあいを大切にする地球にやさしい施設
 - ・ 菜園や緑地の整備など、子どもたちが自然に触れられる環境を整備する。
 - ・ 自然エネルギーの積極利用による環境への負荷低減を図るとともに、環境配慮の「見える化」など、子どもたちが体感できる計画とする。
 - ・ 木材の積極的な活用を検討し、あたたかみのある学習・生活空間を計画する。
- (5) 児童と地域を守る安全安心な施設
 - ・ 小学校と幼稚園のセキュリティ区分や動線に配慮し、適切な教室・施設配置を計画する。
 - ・ 災害に強く、避難所として安心して活用できる計画とする。
 - ・ 擁壁や歩道整備など地域防災に貢献する計画とする。

第2節 本事業の概要

本事業の対象施設及び事業スケジュールは、以下に示すとおりとする。

1. 事業の対象となる施設

本事業で対象とする施設は、以下に掲げるものとする（以下、これらを総称して「本施設」という。）

世田谷区立砧小学校（以下「小学校」という。）

世田谷区立砧幼稚園（以下「幼稚園」という。）

2. 事業スケジュール（予定）

表 1 事業スケジュール（予定）

基本設計期間	基本設計業務委託契約締結日から令和7年12月19日 基本構想見直し：令和6年12月まで 仮設校舎設置工事実施設計：令和7年5月まで 既存プール解体等整備工事実施設計：令和7年4月まで
下段以降は別途業務	
既存プール解体及び既存プール南擁壁更新工事	令和7年8月から令和8年8月
仮設校舎賃貸借 (計画通知等手続き含む)	令和8年1月から令和9年2月 *令和9年4月から仮設校舎での学校運営開始 以降リース期間を経て、令和12年12月解体
DB)想定実施設計期間	令和8年6月から令和10年1月
DB)想定建設・工事監理期間	解体)令和9年4月から着手とする。 (既存幼稚園・既存小学校とも) 建設)令和10年1月(確認済証交付以降)から 令和13年12月まで 工事監理業務委託は令和14年1月まで

DB)はDB方式の対象業務を意味する

参考として、DB方式の業務範囲は下記を想定している。

参考表 事業範囲一覧表（DB業務に含まれるものをとする。）

	設計業務	建設業務	工事監理業務	備考
既存小学校・既存幼稚園解体工事				校舎、体育館、園舎
建築工事				

電気設備工事				太陽光発電含む
給排水衛生設備工事				
空気調和設備工事				
擁壁整備工事				解体工事含む (表1事業スケジュール表の項目 で更新する擁壁は対象外)
外構工事				校庭整備、道路整備含む

受注者提案による短縮は可とする。ただし、既存幼稚園及び既存小学校解体工事は表1事業スケジュール(予定)を厳守するものとする。

議決を条件に契約するため、議会日程により期間が変更する可能性がある。

3. 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては地方自治法その他、関連の各種法令・条例等(施行令及び施行規則等も含む)を遵守するとともに、要綱・各種基準等(最新版)についても遵守すること。なお、以下に本事業に関する主な関係法令等を示す。

(1) 法令・条例等

1. 建築基準法
2. 都市計画法
3. 消防法
4. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
5. 水道法、下水道法、水質汚濁防止法、浄化槽法
6. 道路法
7. 労働安全衛生法
8. 労働基準法
9. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
10. 大気汚染防止法、悪臭防止法
11. 土壌汚染対策法
12. 騒音規制法、振動規制法
13. 地球温暖化対策の推進に関する法律
14. エネルギーの使用の合理化等に関する法律
15. 資源の有効な利用の促進に関する法律
16. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
17. 建設業法その他各種の建築関係資格法律
18. 地方自治法
19. 学校教育法
20. 学校給食法

21. 学校保健安全法
22. 食品衛生法
23. 児童福祉法
24. 宅地造成等規制法
25. 土砂災害防止法
26. 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律
27. 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
28. 東京都条例
 - 1) 東京都建築安全条例
 - 2) 東京都火災予防条例
 - 3) 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
 - 4) 東京都福祉のまちづくり条例
 - 5) 東京都における自然の保護と回復に関する条例
 - 6) 東京都景観条例
 - 7) 東京都環境確保条例
 - 8) 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例・同施行規則
 - 9) 東京都風致地区条例
29. 世田谷区条例
 - 1) 狭あい道路拡幅整備条例
 - 2) 中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
 - 3) 街づくり条例
 - 4) 建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例
 - 5) 風景づくり条例（景観法を含む）
 - 6) みどりの基本条例（都市緑地法・緑化地域制度を含む）
 - 7) 環境基本条例
 - 8) 清掃・リサイクル条例
 - 9) 高齢者・障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（バリアフリー建築条例）
 - 10) ユニバーサルデザイン推進条例
 - 11) 国分寺崖線保全整備条例
 - 12) 斜面地における建築物の制限に関する条例
 - 13) みどりとみずの基本計画（みどりの基本条例に基づく計画）
 - 14) 風景づくり計画（風景づくり条例に基づく計画）
 - 15) 豪雨対策基本方針
30. その他
 - 1) その他本事業に係る関連法令、条例等

(2) 要綱・各種基準等

1. 共通

1) 世田谷区各種設計仕様書

- 1 世田谷区標準設計仕様書
- 2 世田谷区立小・中学校改築設計マニュアル
- 3 学校トイレ工事共通仕様書
- 4 公共施設省エネ指針・同運用基準
- 5 災害（地震）時対応設計の手引き
- 6 給食室設計仕様書
- 7 特別支援学級設計標準仕様【詳細版】
- 8 新BOP室整備の考え方について
- 9 公共施設設計標準仕様書 保育園
- 10 世田谷区公共建築物 ZEB 指針

2) 東京都建設リサイクルガイドライン（東京都）

3) 公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）

4) 幼稚園設置基準（文部科学省）

5) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（文部科学省）

6) これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について（文部科学省）

2. 建築

1) 公共建築物整備の基本指針（財務局）

2) 東京都建築工事標準仕様書（東京都）

3) 官庁施設の基本的性能基準及び同解説（国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）

4) 建築構造設計基準、同基準の資料（国土交通省大臣官房 官庁営繕部整備課監修）

5) 2020年版建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課他編集）

6) 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房 官庁営繕部整備課監修）

7) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）

8) 幼稚園施設整備指針（文部科学省大臣官房文教施設企画部）

3. 電気設備

1) 公共建築物整備の基本指針（財務局）

2) 東京都電気設備工事標準仕様書（東京都）

4. 機械設備
 - 1) 公共建築物整備の基本指針（財務局）
 - 2) 東京都機械設備工事標準仕様書（東京都）
5. 建設
 - 1) 建築工事安全施工技術指針（国土交通省）
 - 2) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（国土交通省）
 - 3) 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
 - 4) ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン（国土交通省）
6. 給食
 - 1) 学校給食実施基準（文部科学省）
 - 2) 学校給食衛生管理基準（文部科学省）
 - 3) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
7. その他
 - 1) その他本事業に係る関連要綱及び各種基準

第3節 諸条件

(1) 立地条件

本施設が立地する事業予定地の条件は、次のとおりである。

事業予定地：東京都世田谷区喜多見6丁目9番1号、11号

敷地面積：14,993.94m²

地域地区等

- 1) 第一種低層住居専用地域(建ぺい率50%容積率100%)
第一種高度地区、日影規制4時間2.5時間/1.5m
- 2) 第一種住居地域(建ぺい率60%容積率200%)
2.5m第二種高度地区、日影規制4時間2.5時間/4m
- 3) 準防火地域

接続道路

- 1) 東側道路 幅員約3.75m(法42条1項3号道路)
 - 2) 西側道路 幅員約6.58m(法42条1項1号道路)
 - 3) 北側道路 幅員約4m(法42条1項1号道路)
- (地区計画及び条例により幅員6m+歩道2mの確保が必要)

電気・ガス・上下水

「貸出資料1 事業予定地接続インフラ現況図」参照

敷地の現況：「貸出資料4 事業予定地現況測量図一式」参照

敷地の地質及び地盤：「貸出資料2 地盤調査報告書」参照

擁壁

- 1) 敷地東側道路境界は0.2~4.0m程度の擁壁にて接道
- 2) 敷地西側道路境界は4.8~6.4m程度の擁壁にて接道
- 3) 敷地北側道路境界は4.0m程度の擁壁にて接道
- 4) 敷地北側隣地境界は1.8m程度の擁壁にて接する
- 5) 敷地南側隣地境界は2.0~7.0m程度の擁壁にて接する
- 6) 敷地南側のエリアは土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、また、擁壁が整備されていない現在の幼稚園と小学校との境界部分は土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されている



土砂災害ハザードマップ：東京都ホームページより

(2) 既存建物の概要

既存建物の概要は、次のとおりである。

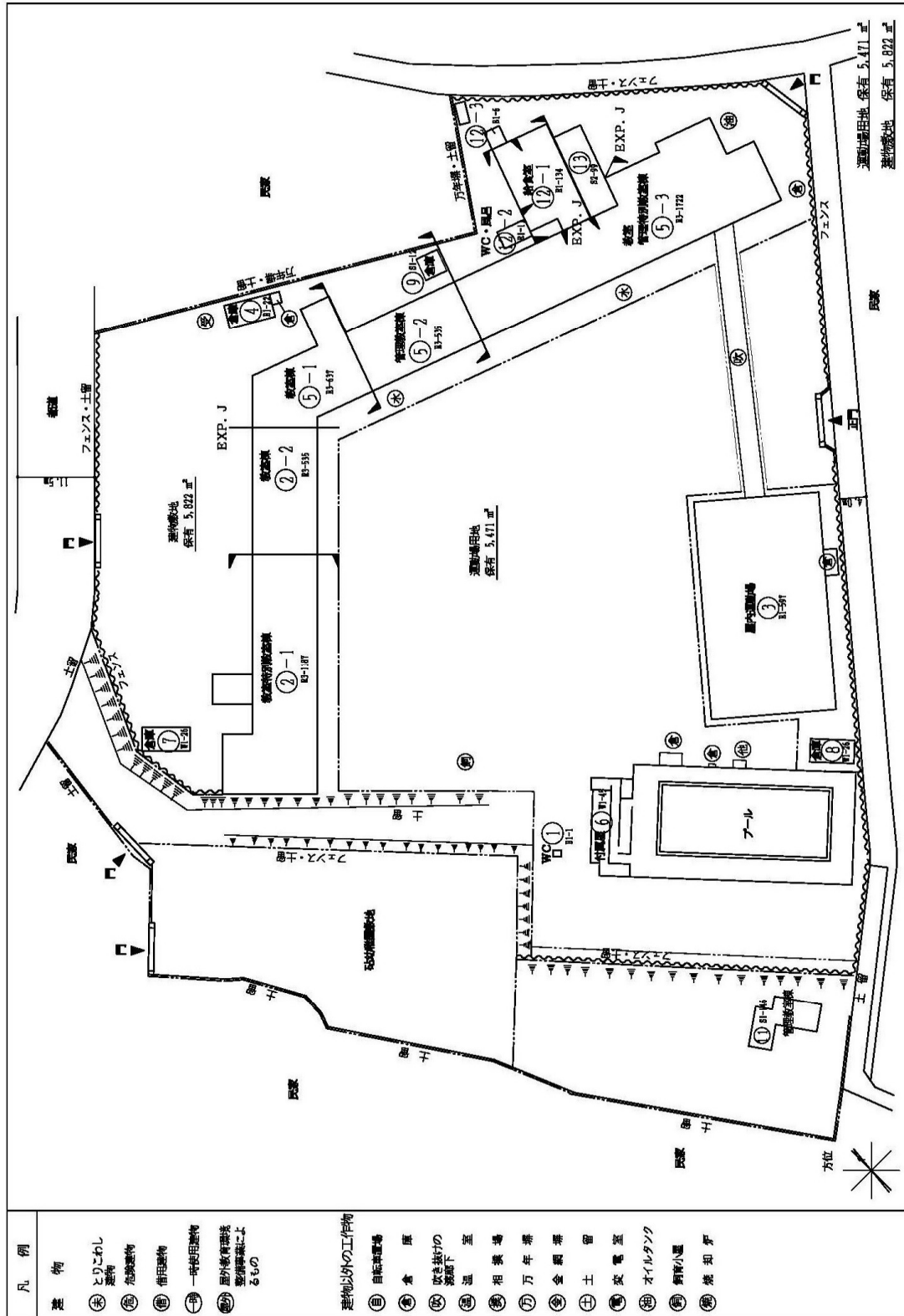
表 1 既存建物の概要

施設台帳 番号	建物名称	構造	階数	延床面積 (㎡)	本事業における 整備内容
小学校					
	WC	C B	1	1	解体
- 1	教室特別教室棟	R C	3	1 1 8 7	解体
- 2	教室棟	R C	3	5 3 5	解体
	屋内運動場	R C	1	5 9 7	解体
	倉庫	C B	1	2 2	解体
- 1	教室棟	R C	3	6 3 7	解体
- 2	管理教室棟	R C	3	5 3 5	解体
- 3	教室管理特別教室棟	R C	3	1 7 2 2	解体
	付属舎	W	1	4 5	解体
	倉庫	W	1	2 6	解体
	倉庫	W	1	2 6	解体
	倉庫	S	1	1 2	解体
	管理教室棟	S	1	1 4 6	解体
- 1	給食室	R C	1	1 3 4	解体
- 2	WC・風呂	R C	1	1 1	解体
- 3	給食室	S	1	6	解体
	給食室	S	2	9 9	解体
プール	プール				解体
倉	その他物置				解体
飼	飼育小屋				解体
幼稚園					
	管理教室棟	R C	2	7 1 9	解体
	倉庫	C B	1	9	解体
	WC	C B	1	3	解体
プール	プール				解体

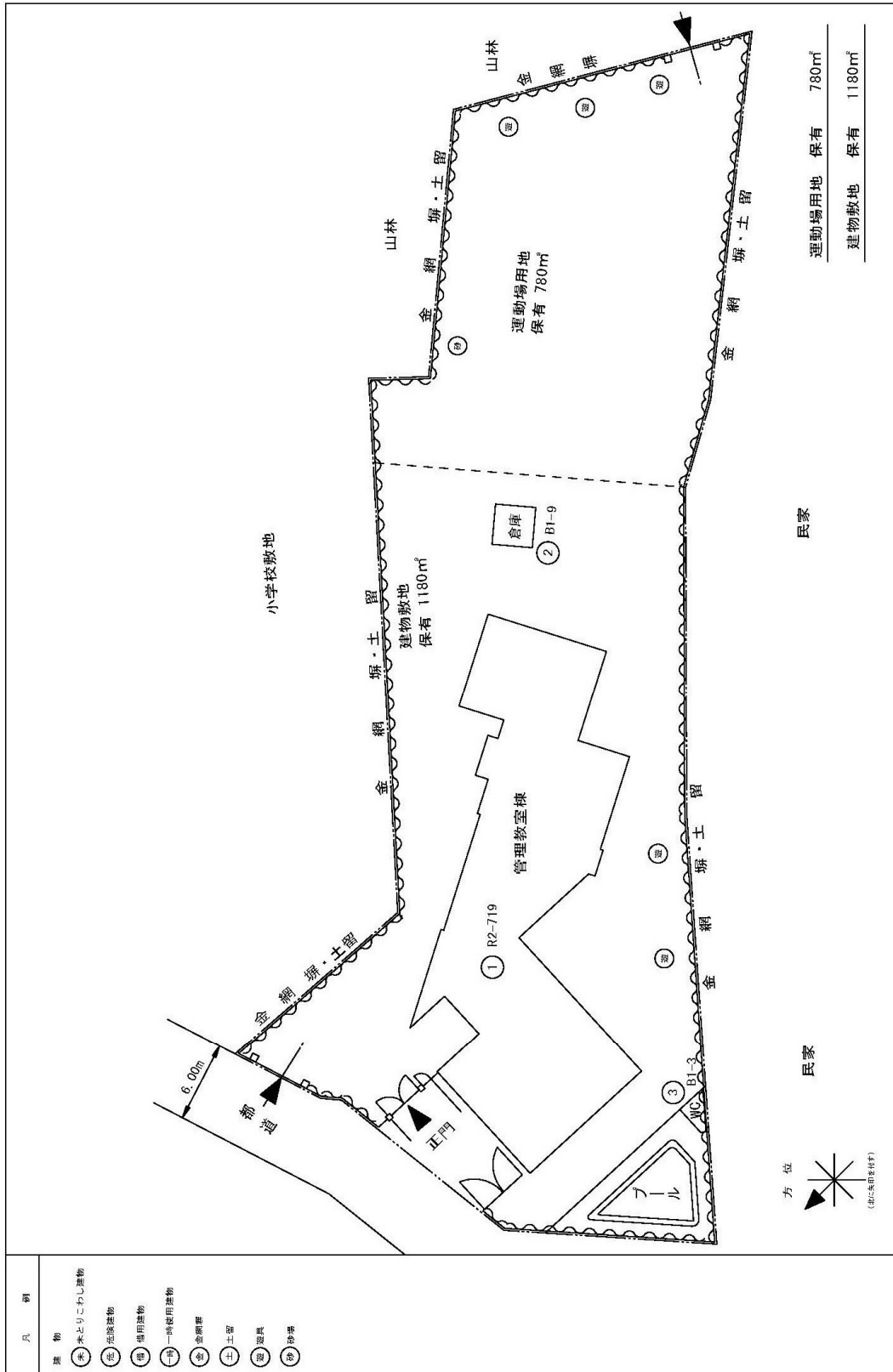
その他、「資料7 石碑・記念樹等の移設リスト」、「貸出資料7 解体建物既存図一式」を参照のこと。

C B : コンクリートブロック造、W : 木造、S : 鉄骨造、R C : 鉄筋コンクリート造

小学校 現況配置（世田谷区施設台帳より）



幼稚園 現況配置 (世田谷区施設台帳より)



第2章 設計業務

設計業務を遂行するにあたり、以下の各節に示す要求内容及び水準を遵守するほか、本要求水準に特記なき各室の配置や細部の計画については、基本構想における「基本設計で考慮すべき基本項目」及び「貸出資料5 世田谷区各種設計仕様書」、「貸出資料10 小学校等における医療的ケア実施支援資料」に基づくこと。

国立成育医療研究センターの近傍に立地する区立小学校・幼稚園であることから、その地域特性を鑑み、医療的ケア児の幼稚園から小学校、新 BOP 学童クラブまで一貫して受け入れるモデル校として位置づけた。令和5年度末に世田谷区こども・若者部にて策定予定の学校等における医療的ケア実施ガイドライン(案)を参考とし、令和6年度以降の基本設計等において必要な機能等を反映する。

また、地球温暖化対策計画の閣議決定に伴い「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の排出削減等のため実行すべき措置について定める計画」についても改定され、2030年度までに、新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す」としている。。令和5年12月に世田谷区施設営繕担当部にて提示した世田谷区公共建築物 ZEB 指針を参考とし、本設計に取り込むものとする。

第1節 設計業務における基本的な考え方

本事業の設計業務に関する基本的な考え方は、以下に示すとおりとする。

1. 全体計画の考え方

(1) 想定ローリングについて

- i) 小学校及び幼稚園は、工事期間中も敷地内で既存校舎や既存屋内運動場・仮設校舎・仮設園舎・新設校舎を用いて、常に運用を継続する。
- ii) 自然災害等が発生した場合、屋内運動場は地域避難所として使用する場合があります。
- iii) 本区が想定するローリング計画(案)は、「資料10 想定ローリング計画(案) R5年度改定」の通りである。事業者はローリング計画を本区の想定から変更する際は、速やかに本区に申し出を行い、協議を開始すること。
- iv) 既存幼稚園・小学校解体工事の着手は令和9年4月以降とすること。
- v) 既存校舎(仮設校舎)から仮設校舎(新設校舎)等への引越し・移転事業は、原則、夏休み等の長期休暇での実施を想定している。ローリング計画の策定にあたり留意すること。引越し・移転事業は本事業外とする。

具体的なローリング計画として、以下の条件を満たすものとする。安全上、やむを得ず条件を満たすことができないと事業者が判断した時は、速やかに本区に申し出を行い、協議をするものとする。

【ローリング施工中の条件】資料10 想定ローリング計画（案）R5改訂 参照

< 工事工程 プール他解体、擁壁一部整備、 仮設校舎建設 >

1) 日程の考え方

仮設校舎は令和9年度から供用開始できるように、仮設リース業者にヒアリングを行いながら実施設計業務を進めること。

プールの解体工事着手はR7年度のプール授業終了後を想定しており、プール解体後にはプール南面擁壁の解体及び新設を予定している。この工事の日程は本事業後のDB事業者選定後では仮設校舎設置日程に間に合わないため、別途発注を想定している。本事業の受託者は、仮設校舎の実実施設計と整合が取れるように、プール南面の擁壁設計を行い、必要な各申請を滞りなく行うこと。

更には管理教室棟解体工事及び管理教室棟南面擁壁更新も同時期に実施するものとする。

2) 仮設校舎・園舎設置（増築）に伴う既存校舎改修

所轄課と協議を行いながら、法改正等に伴う既存校舎の改修工事及び仮設校舎設置に伴う既存校舎の改修工事を行う。仮設校舎が令和9年度から供用開始ができるように、発注方法を協議しながら進めるものとする。

< 工事工程 既存校舎・園舎解体 以降 >

仮設校舎・園舎諸室

(1) 幼稚園

i) 保育室

幼稚園は年中・年長とも各1学級を運営できるものとする。

ii) 園庭

園庭は現在管理教室棟がある場所に整備をする。安全を確保できるようにフェンス等で区画を行うこと。

(2) 小学校

1) 屋内運動場

既存施設もしくは新設施設にて常時使用できる状態を保つものとする。

2) 給食室

仮設校舎での学校運営時の給食は調理場から配送予定とする。

3) 教室

- i) 工事期間中は常時、小学校は21の普通教室、ワークスペース1室と特別教室等の所要の各室を備えるものとする。また、現在大蔵団地の建替え事業中であり、必要に応じて教室数を変動させる。
- ii) 仮設校舎・園舎は「資料10 想定ローリング計画(案)R5年改訂」の想定プランを参考とすること。仮設校舎・園舎の仕様について、下記に示す。
 - ・ 地上3階建てとし、仕様・高さについては許可担当所管と協議により決定する。
 - ・ 普通教室の配置は2階以下とする。
 - ・ 仮設校舎の普通教室1室のモジュールは7m×8mとする。なお、仮設校舎・園舎の実施設計は本基本設計業務に含むが、許可申請、組み立て費、リース損料、解体費については、別途工事とする。

4) 屋外運動場(屋外の遊び場)

「資料10 想定ローリング計画(案)R5年改訂」に記載している面積を確保するものとする。事業者の提案によりローリング計画を変更する際についても、本区で想定した面積を確保するものとして設計期間中に本区と協議をするものとする。

5) プール

工事期間中は外部のプール施設の利用を想定している。

改築校舎・園舎

(2) 全体配置

全体配置は、基本構想(令和元年)の平面ゾーニング図に参考に計画するが、本事業内の基本構想見直し期間にて再確認を行うこととする。また、敷地全体のバランスや維持管理の方法及びセキュリティ対策を考慮に入れ、以下の項目に留意すること。

- i) 小学校・幼稚園の延床面積は9,700㎡を上限とすること。
- ii) 上記のうち、幼稚園の延床面積は740㎡程度とすること。
- iii) 小学校と幼稚園は合築し、相互に行き来できる計画とすること。
- iv) グラウンドは、現状と同等以上の広さ(百年桜を含み3,450㎡。グラウンドとして段差なく一体利用できる範囲を指す。)を確保するとともに、サッカー等の球技などが行いやすいよう整形な校庭部分をより広く確保できるよう検討すること。
- v) 百年桜を現位置で保存すること。

- vi) 松の一部保存や建物の外観のボリュームの分節など、国分寺崖線の景観に配慮した計画とすること。
- vii) 幼稚園の園庭は、400㎡以上確保すること。
- viii) 園舎から園庭が見渡せるように配置すること。
- ix) 園庭位置は飛び出し防止のため道路側を避け、小学校のグラウンドや緑地(現在の竹林部分等)へアクセスできる配置とすること。
- x) 小学校と幼稚園の菜園や遊具、幼稚園プールを安全に配慮して適切に配置すること。
- xi) 駐車場は、給食搬入車両用として1台分(2tロング車両)と車椅子用を敷地内に計画すること。また送迎車両の駐車スペースを考慮すること。
- xii) 駐輪場は、小学校職員用として10台分程度、幼稚園保護者用として20台分程度を敷地内に計画すること。
- xiii) 法令及び条例で必要な緑地面積を確保しつつ、斜面地や屋上など、グラウンド以外においても屋外空間における学習環境の充実を図り、子ども達の学習・憩いの場を創出すること。
- xiv) 将来の児童数増加に柔軟な対応が可能な平面計画とすることが前提であるが、将来的にやむを得ず増築が必要となった場合に増築可能なスペース(建築面積300㎡程度)を確保すること。また、増築部への円滑な動線を考慮した配置とすること。なお、増築後の緊急車両動線や緑化施設、雨水流出抑制施設との関連にも配慮すること。
- xv) 多様な児童の特性、新たな学習活動等(ICT活用、少人数教育等)への対応を見据え、柔軟な対応が可能な計画とすること。
- xvi) 小学校・幼稚園の利用・管理区分やセキュリティに配慮しつつ、可能な範囲で諸室・スペースの共有化を図り、施設の多目的化・稼働率の向上を図ること。また、小学校と幼稚園は必要に応じて相互に行き来し、連携・交流が図れる計画とすること。
- xvii) 効率的なメンテナンス、ランニングコストの抑制、管理・運営のしやすさに配慮した計画とすること。また、プールの防水層等について、地震動による損傷から各部を保護できるよう考慮すること。
- xviii) 本事業において整備される施設により、電波障害等が発生した場合、適切な処置を行うこと。
- xix) 敷地内の擁壁は、更新または補強により、常時、安全な状態を保つこと。また、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定解除が可能な対策を実施すること。
- xx) 事業予定地は第一種低層住居専用地域の絶対高さ制限がかかるが、建築基準法第55条3項第二号の許可を取得することを想定している。

xxi) 国分寺崖線の景観や、学校の風景伝承を図ることから現在の敷地の形状や高低差を極力保持・活用した計画とすること。

(3) 仕上計画

外部仕上計画は、「世田谷区風景づくり条例」に基づき、国分寺崖線としての周辺環境との調和や光害を防ぐ等近隣住民や児童・園児への配慮を図ること。また、維持管理についても留意し、清掃しやすく管理しやすい施設となるよう考慮すること。

内部仕上計画は、児童の安全に留意した計画とし、極力木材を使用するなど暖かみのある内装とすること。

(4) 動線計画・セキュリティ計画

- i) 児童・園児の登下校、来客のアクセス、車両動線、給食搬入口への給食の搬出入等を配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性を確保した配置とすること。また、小学校・幼稚園それぞれにバリアフリーでアクセスできる計画とすること。
- ii) 登下校門はどの方角から来る児童・園児も通いやすい位置に複数設け、児童・園児の安全に配慮した溜まり（道路からの退避）スペースを設けること。なお、来客及び車両動線（緊急車両）については西側道路から学校にアクセスできる配置とすること。
- iii) 園児が登降園に使用するエントランスや門の配置については、周辺の道路の交通量や近隣の住民に配慮すること。
- iv) 門は小学校用、幼稚園用、給食搬入用を別々に設けること。来客用については他の門と兼ねてよい。
- v) イベント開催時や災害時等において大型車両（はしご車等）が西側道路からグラウンドに進入できるように計画すること。
- vi) 敷地外周は、フェンスや建物等によりセキュリティラインを形成すること。また、敷地内においても段差が生じる箇所には児童・園児それぞれに対応した落下防止のための手摺やフェンスを必要に応じて施すこと。なお、敷地外周部にある既存フェンスは、すべて更新すること。
- vii) 敷地内は極力運営管理上の死角のない計画とすること。校舎から死角となる箇所は安全対策を提案すること。
- viii) 屋上への階段設置など、維持管理動線を適切に確保すること。

(5) ユニバーサルデザイン計画・サイン計画

国立成育医療研究センターの近くに立地している地域性を考慮し、本幼稚園を医療的ケア児対応のモデル園とする。施設・運営面において配慮を要する園児・児童を想定

して「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施設整備マニュアル」に基づいたユニバーサルデザイン・バリアフリー対策を徹底し、より有効なプランニングの提案を望む。

外構及び建物内には、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施設整備マニュアル」に基づき、統一性があり、空間と調和したサイン計画を行うこと。また、耐久性や学級配置の変更に対応できる柔軟性のあるサイン計画とすること。

なお、せたがや百景の石碑の移設位置は、設計段階で本区と協議を行うこと。

(6) 地域性・景観性

周辺との調和を図りつつ、地域の求心的な存在として親しまれる景観を創ること。国分寺崖線上の景観を形成する建物、閑静な住宅街に近接する建物として、視覚的な圧迫感等を和らげる工夫を凝らし、景観性及び文化性を重視すること。また、西面擁壁については、トンネル門や既存石積みの意匠を継承するような設えを検討し、学校風景の伝承を図ること。

建設工事中及び完成後において、周辺への影響（騒音、振動、粉塵、臭気）を最大限抑制する計画とすること。

(7) 環境保全・環境負荷低減

本施設は、地球温暖化防止の観点から、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、エネルギーの供給には、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを採用する他、二酸化炭素の排出削減やヒートアイランド現象抑制の観点から、対策を図ること。

太陽光発電システム（30kW）の導入を行い、利用状況がわかるようにモニタリングシステムを構築すること。

雨水再利用等の環境負荷低減対策の導入を行うこと。

雨水流出抑制対策は世田谷区豪雨対策行動計画（平成30年6月策定）に基づき、1,000m³/haの対策を行い、大雨の際の下流域への影響をできる限り低減すること。

世田谷区公共建築物 ZEB 指針に準じた検討を行うものとする。

(8) 植栽計画

既存樹木については残置・移植を原則とするが「資料7 石碑・記念樹等の移設リスト」に記載された樹木の保存、移植は必須とし、その他の樹木については樹木診断の結果を鑑み、設計段階において本区と協議を行う。

2. 諸室・機能に係る要件

(1) 共通

- i) 各室面積は「資料5 必要諸室一覧表」を標準（面積の±10%の範囲、ただし、各種法定の所要面積は満たすこと）とすること。
- ii) 「資料2 本区で調達する什器等リスト」及び「資料3 建設業務に含む什器等リスト」、「資料5 必要諸室一覧表」、「貸出資料5 世田谷区各種設計仕様書」を踏まえて各室の計画を行うこと。
- iii) 地下階も含め、校舎内の通風・採光を確保し、良好な室内環境を整備すること。

(2) 小学校

1) 共通事項

- i) 小学校の児童数は最大650人程度を想定すること。
- ii) 地域開放対象は、図書室、家庭科室、音楽室、和室（百年庵）、屋内運動場、グラウンドとする。

2) 普通教室・ワークスペース

- i) 普通教室21学級、ワークスペース3室を想定すること。
- ii) ワークスペースは予備教室としての使用を想定しているため、普通教室と同一区画にまとめて配置すること。
- iii) 普通教室は、日当たりのよい位置にまとめて配置し、良好な室内環境を確保すること。
- iv) 普通教室周辺に、手洗い・洗面スペース（手洗い・洗面用蛇口10ヶ所、掃除用洗い場1ヶ所程度を、3教室に1ヶ所）を設けること。なお、蛇口は一部を自動水栓やレバー式ハンドルとするなど、低身長児童への配慮やウィルス対策を考慮して計画すること。

3) 特別教室・多目的ルーム

- i) 図書室、家庭科室、音楽室は地域開放を考慮した配置とすること。

4) 特別支援学級

- i) 情緒、難聴、言語障害に対応した教室とすること。
- ii) 想定学級数は6学級、普通教室4教室分相当の面積とし、ユニバーサルデザインを考慮したトイレに近接して配置すること。「資料5 必要諸室一覧表」に記載の面積は学習スペース・多目的スペース・指導準備室等を含む。
- iii) 特別支援学級専用の昇降口を近傍に設けること。

5) 管理諸室等

- i) 各室の連携、校内各所への移動に便利かつ緊急対応ができるよう計画すること。
- ii) 職員室は昇降口・グラウンドを見渡すことができる位置とすること。
- iii) 保健室は、グラウンドを見渡すことができる位置とすること。
- iv) 和室（百年庵）を設け、地域開放を考慮した配置とすること。仕様については現在の和室（百年庵）を参考とすること。

6) 給食室・配膳室

- i) 衛生管理のため、給食室・配膳室の付近や直上階にトイレ・手洗い場及びプールを計画しないこと。また、虫の混入を防ぐため、給食室や換気設備付近の外構・植栽計画に留意すること。
- ii) 給食室の規模・厨房機器・配膳室のスペック等は、児童数を650人程度と想定し、必要面積は350㎡、回転釜数は5釜を設けること。また、縦横のアスペクトは1：2～2：3程度を限度とすること。
- iii) 給食室天井に機器・ダクトが納まるよう階高を十分確保した計画すること。給食室の排気は屋上とし、排気ダクトは、建物内を隠蔽して通すこと。
- iv) 小学校と幼稚園の給食は提供する献立が異なるため、それぞれ別として設備機器等の設置を行うこと。
- v) 厨房機器及び搬出入車両の容易な搬出入導線を確保すること。
- vi) 給食室は校舎1階に配置することが望ましいが、地下階に設置の際は十分な湿気対策を講じること。
- vii) 園児・児童が給食室内の様子を見ることができる窓の設置を検討すること。
- viii) 小学校と幼稚園が一部同一階となる場合は、それぞれに配膳室を設けること。
- ix) 将来の児童増及び医療的ケア児に対応するため、転用または拡幅スペースを想定した配置を計画すること。
- x) 設計段階において、保健所及び給食所管の指導や助言及び意見を取り入れ整備すること。

7) 共用部

- i) エレベーターはバリアフリー移動円滑化経路用と給食配膳用の兼用を前提とする。セキュリティの区分が可能であれば、小学校と幼稚園のエレベーターを兼用することも可とする。

8) 屋内運動場等

- i) 屋内運動場は、避難所運営も考慮して1階（グラウンドと同レベル）に計画すること。屋根に屋上緑化や太陽光発電パネルを配置するなど、断熱性向上を図る工夫を行うこと。
- ii) 災害時の利用を想定し、自立運転可能な空調設備（100kW程度、GHP）を設置すること。
- iii) ユニバーサルデザインを考慮したトイレを近接して配置する等、避難所及び地域開放を想定した配置とすること。

9) グラウンド・外構

- i) 1周120m以上のトラックと、50メートル直走路が可能な面積を確保し、球技が行いやすいよう、極力整形な運動スペースを広く確保すること。
- ii) スプリンクラー、防砂ネットを設置し、周辺住環境に配慮した防塵対策を講じた外構計画とすること。
- iii) 国旗掲揚塔（ポール3本）は利用状況を考慮し適切な位置に設けること。
- iv) 遊具スペースは、教職員の目が届きやすい位置に設置すること。遊具は、鉄棒、砂場、雲梯、のぼり棒等を、安全性に配慮して設置すること。
- v) 現在のグラウンドとレベル差のある敷地南側部分（現在の竹林部分）は、現状の敷地形状を活かしながら学習・交流に有効な空間となるよう提案すること。
- vi) 増築可能スペースの設えは事業者の提案による。

10) トイレ

- i) 特別支援学級に隣接して、多機能トイレを配置すること。
- ii) 屋外用トイレを設置すること。
- iii) 多機能トイレを各フロアに1ヶ所以上設けること。

11) 既存校舎周辺の記念碑等の継承

- i) 菜園に設置されているタヌキ釜（コンクリートブロック造のピザ釜）など「資料7 石碑・記念樹等の移設リスト」に記載する記念作品や記念碑は敷地内で移設し改築後も継承できるよう努めること。

(3) 幼稚園

1) 共通事項

- i) 幼稚園の園児数は最大80人程度を想定すること。あわせて医療的ケア児対応を想定すること。

- ii) 内部建具は、園児が勝手に開け閉めすることがないように、園児が届かない高さにも両側どちらからでも施錠できる仕様(両面サムターン錠等)とすること。ただし、防犯性に特に留意すべき職員室等は、鍵による施錠ができる仕様とすること。また、指詰め防止や、ガラス飛散防止など安全に配慮すること。
- iii) 外部建具は、指詰め防止や、ガラス飛散防止など安全に配慮するとともに、防犯性の高い鍵を設置すること。なお、窓には網戸を設置すること。
- iv) 基本的に引き戸とする。また園児が指詰め等することないように安全に開け閉めできる仕様とすること。把手などについては、園児でも操作しやすいよう配慮すること。

2) 保育室

- i) 3歳児定員20名、4歳児定員30名、5歳児定員30名を受け入れ可能な広さを確保し、各年児1クラス、全3クラスとすること。(合計：80名)
- ii) 園庭に面した配置を基本とすること。
- iii) 保育室は、可動式の壁により分割して使用できるようにすること。
- iv) 手洗い場を設けること。

3) 遊戯室

- i) 遊戯室は、可動式の壁により分割して使用できるようにすること。
- ii) 一斉保育やお遊戯会等の行事、会議等で利用できる計画とすること。
- iii) 体育用具や楽器、会議机等が収納できる器具庫を設置すること。
- iv) 柱等が部屋の中央部に出ることがないように配慮すること。
- v) 手洗い場を設けること。
- vi) 遊具使用時を想定した安全性を確保すること。

4) 多目的室

- i) 多目的室は、可動式の壁により分割して使用できるようにすること。
- ii) 職員の会議や休憩、保護者の活動等に共用することを想定している。セキュリティや使い勝手を考慮し配置すること。

5) 預かり保育室

- i) 職員室及びエントランスに近接させて配置することが望ましい。
- ii) 預かり保育は定員25名程度を想定する。

6) アトリエ・素材置き場

- i) アトリエは、園児が素材や用具を用いて一定期間継続的に創作活動ができる部屋として配置すること。配置にあたっては、保育室、遊戯室、廊下等との関連性や、安全性に配慮すること。
- ii) 素材置き場は、園児が素材を使って作ったり遊んだりすることのできるスペースとして配置すること。また、2ヶ所以上配置することが望ましい。
- iii) 流し場を設けること。
- iv) 素材置き場の位置、配置の形態（独立した部屋とするか、通路等の一部とするか）は、保育室、遊戯室、アトリエ、廊下等との関連性や、安全性に配慮して決定し、1ヶ所はアトリエに隣接して配置すること。

7) エントランス・エントランスロビー

- i) 保護者同士や地域の方々の情報交換や親睦を深める場となるよう、外部から視認できる開かれた空間として計画すること。
- ii) エントランスロビーの奥に園の入口を設け、セキュリティを確保すること。
- iii) エントランスロビーには掲示板を設けること。
- iv) 雨天時の送迎や保護者同士の交流の場となるようエントランス前に屋根付のスペースを設けること。

8) 職員室・園長室

- i) 職員室は園庭と同一階に配置し、執務スペース、書類等の収納スペース等を設けること。また、エントランスに近く、保育室を見渡しやすい場所への配置とすることが望ましい。
- ii) 園長室は応接室を兼ねることとする。職員室に近接させること。

9) 調理室

- i) 1日最大80名程度の園児、職員等の食事(離乳食及びアレルギー食を含む)を提供するための調理業務を行うために必要な広さを確保すること。
- ii) その他、小学校の給食室の項を参照すること。

10) トイレ

- i) 園児用、職員・来客用、多機能トイレを設置することとし、大便器は洋式トイレ(暖房便座)を基本とする。
- ii) 園児用トイレは、保育室に隣接して設置すること。なお、失禁対応用にシャワー・汚物流しを設置すること。設置にあたっては、園児が接触できないようにする等衛生面の配慮を行うこと。また、園児用トイレの便器の高さは年

齢に見合ったものとし、ブース扉の高さは、大人が確認できる高さとする
こと。

- iii) 園児用トイレについては、大便器が園児10人あたり1個、小便器が園児30人に1個を目安とし、シャワー・汚物流しは各階のトイレに1個以上設置すること。また、園児数を考慮し、手洗い水栓の数・スペースを確保すること。
- iv) 職員・来客用トイレは、男性用と女性用に分けること。
- v) 多機能トイレは職員・来客用と配慮を要する子ども用を兼ねることとし、園児の失禁対応用にシャワー・汚物流しを設置すること。

11) プール

- i) プールは固定式が望ましいが、プールの設置により園庭面積を400㎡確保することができない場合（固定式プールの設置面積は園庭面積に含めない）は、移動式プールの採用も可とする。
- ii) プールの大きさは25㎡程度（プールサイド部分40㎡程度）とする。
- iii) 設置にあたっては、日当たりが良く、安全かつ衛生的に管理できる位置に計画すること。また、必要に応じ、日除けのための設備を設置することが望ましい。
- iv) 近傍にシャワー、プール・園庭用トイレを設けること。

12) 園庭

- i) 築山やシンプルな遊具の構成とし、子どもたちが自ら遊びを創造できるよう配慮すること。
- ii) 実のなる樹木や四季がわかる樹木、菜園スペースを設けること。
- iii) 安全性に配慮しつつ、小学校のエリアと行き来できる計画とすること。
- iv) 安全上の配慮として、園児の道路等への飛び出し防止対策や高低差のある部分の落下防止対策を施すこと。

13) その他

- i) 倉庫を各階及び屋外に設けること。
- ii) 室内と園庭との間にデッキスペースを設けること。
- iii) 医療的ケアに必要な物品を保管できるスペースを確保すること。

(4) 什器等

設置に際して工事を伴う什器等で、かつ施設と一体化するものは、原則として、建設業務に含めるものとする。什器等は、「資料3 建設業務に含む什器等リスト」「貸出資

料5 世田谷区各種設計仕様書」に基づき、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に則って調達・配置すること。

(5) 擁壁・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

本事業にて、敷地内擁壁の安全性を確保するものとする。また、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定解除が可能な対策を実施すること。

擁壁整備については、区の考え方を資料12の参考図で示すが、受注者は設計上の指針である「国土交通省 宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」等に準じた設計を行い、擁壁再整備計画を決定すること。また、事業者による調査結果と検証の上、その他の方法でも客観的な基準に則して安全性の確保が証明される際は、方策を変更できるものとする。

- i) 敷地東側道路境界は0.2～4.0m程度の擁壁にて接道しており、擁壁再整備とする。
- ii) 敷地西側道路境界は4.8～6.4m程度の擁壁にて接道しており、擁壁再整備とする（道路の拡幅や歩道状空地の確保を含む）。
- iii) 敷地北側道路境界は4.0m程度の擁壁にて接道しており、擁壁再整備とする（道路の拡幅や歩道状空地の確保を含む）。
- iv) 敷地北側隣地境界は1.8m程度の擁壁にて接しており、擁壁再整備とする。
- v) 敷地南側隣地境界は2.0～7.0m程度の擁壁にて接しており、西側のコンクリート擁壁については擁壁再整備、東側の石積み擁壁については補強整備とする。
- vi) 敷地内段差部分は擁壁再整備とする（土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定解除が可能な対策を含む）。

(6) その他

- i) 廃棄物保管場所は、「世田谷区清掃・リサイクル条例」に基づき、本施設の配置やごみ出し動線、ごみ収集車両の停車位置や運搬動線に配慮して設置すること。小学校と幼稚園は兼用することを想定し、本区の分別に対応した十分なスペースを確保すること。設計段階で所管清掃事務所と協議する必要があるため、設計段階で変更する部分に関して本区と協議を行うこと。
- ii) 敷地内の雨水を処理するのに十分な能力のある排水溝又は暗渠を設けること。なお、敷地内を通る排水溝及び暗渠には、トラップを設け、虫が発生しにくい構造とすること。
- iii) 建物の周囲は、清掃しやすい構造とし、かつ、雨水による水たまり及び塵埃の発生を防止するため、適切な勾配をとり舗装すること。なお、舗装につい

ては、想定される車両荷重（災害時の緊急車両等）に十分耐えうるものとする
ること。

- iv) 歩道の切り下げや舗装の現状復旧等、道路との取り付けに係る整備に関して、
関係機関との協議に基づいて行うこと（敷地外工事含む）。

3. 構造計画の考え方

本施設の構造計画は、次の適用基準に基づいて計画し、建築基準法によるほか、日本建築学会諸基準及び「建築構造設計基準、同基準の資料（国土交通省大臣官房 官庁営繕部整備課監修）」、「2020年版建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課他編集）」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和3年）」等に準拠すること。なお、これらの基準等の見直しが行われた場合には、変更後の基準に準拠すること。

(1) 施設の建築構造体の耐震安全性の分類

本施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和3年）」のⅠⅠ類（重要度係数1.25）とする。

(2) 施設の建築非構造部材の耐震安全性の分類

本施設の非構造部材の耐震安全性能分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和3年）」のA類とする。

(3) 建築設備の耐震安全性の分類

設備の耐震対策は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和3年）」の乙類とする。

(4) 基礎構造

「貸出資料2 地盤調査報告書」を参考に適切な基礎構造を想定すること。

(5) 擁壁構造

「宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）（国土交通省 都市・地域整備局 告示）」による宅地擁壁老朽化に対する危険度判定評価表、「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」（令和4年4月国土交通省）その他の関連資料を基にした現況調査や危険度判定、及び以下に例示する調査などを行い、安全性を確保できるよう適切に更新・補強を実施すること。なお、調査・更新・補強方法は、宅地造成等規制法及び東京都建築安全条例、土砂災害防止法特定開発行為に係る技術指針（東京都）、同許可等に関する審査基準に加え、宅地防災マニュアル（国土交通省）の「擁壁」や「滑動崩落防止対

策」他に従い、事業者の提案を基に本区及び都と協議のうえ決定する。また、補強する場合の耐震性・安全性等については、以下に挙げる調査・検査他を実施するとともに、第三者機関等の評価・評定を受ける等して客観性を確保すること。

- 1) 試掘調査
(擁壁背後の状況や構造形状、基礎の根入れ状況などの調査)
- 2) 非破壊検査
(表面波探査(擁壁の上部・下部)、3Dレーザー測量、レーザー探査、赤外線探査、ひび割れ探査、等)

4. 設備計画の考え方

設備計画は、「建築設備計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、平成30年度版)」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、学校保健法に基づく「学校環境衛生基準」、「学校給食衛生管理基準」、「貸出資料5 世田谷区各種設計仕様書」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備の計画を行うこと。

- i) 更新性、メンテナンス性を考慮した計画とすること。
- ii) 各種機器の集中管理パネルを設置し、一括管理ができるようにすること。
- iii) 地球環境及び周辺環境に配慮した計画とし、燃焼時に有害物質を発生しないエコマテリアル電線の採用を積極的に行うこと。
- iv) 自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の削減について、十分配慮した計画とすること。
- v) 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備とすること。
- vi) 設備機器の更新、メンテナンス及び電気容量の増加等の可能性を踏まえ、受変電設備、配電盤内に電灯、動力の予備回線を計画すること。
- vii) 必要に応じて凍結防止対策を講じること。
- viii) 光熱水費メーターは、各施設で光熱水費を管理できるように対策を講じること。
- ix) インフラの引き込み方法等は、事業者の提案をもとに設計時に電気・ガス・水道・下水事業者、道路管理者、本区と協議し、承諾をとること。

(1) 電気設備

1) 受変電設備・盤・幹線設備

各施設の使用電力量(一般照明、空気調和設備等による使用電力を含む。)を簡易に確認できるよう、各盤にマルチメーターを設置すること。

2) 電灯設備・コンセント設備

- i) 登下校等の安全性を確保するのに十分な照度の外部照明を設置すること。
- ii) 幼稚園は上記に加え、以下の計画とする。
 - ・ 照明器具はアクリルカバー付きとする等の飛散防止対策を行う。
 - ・ 電灯等のスイッチは園児の手の届かないところに設置すること。
 - ・ 廊下・昇降口などの共用部はリモコンスイッチとし、使用場所の他に職員室でON・OFFできるものとする。
 - ・ 各室に必要な容量のコンセントを設けるとともに、清掃用のコンセントを廊下等必要な箇所に設けること。
 - ・ コンセントは扉付とすること。

3) 電話設備・非常用インターホン

- i) 幼稚園のビジネスホン設置が想定される室は園長室、職員室、保健室、調理室とする。単独電話設置が想定される室は給食休憩室(委託業者用)とする。また、保育室、預かり保育室、多目的室、遊戯室、会議室には内線電話を設置する。
- ii) 災害用公衆電話は小学校・幼稚園それぞれに設置すること。
- iii) 緊急事態時において、小学校と幼稚園が即座に連絡がとれるよう、幼稚園にも非常用インターホンを設置すること。

4) 学校110番

幼稚園は、職員室に本体(押し釦、ランプ、受話器一式)、園長室に押し釦を設置すること。回線はファクシミリなどと共用可とする。

5) I T V設備

- i) 幼稚園の記録装置、表示モニターは幼稚園職員室に設置する。
- ii) カメラの設置は建物出入り箇所に設置するものとする。本事業の安全性を確保するのに十分な監視・防犯装置を設置すること。

6) インターホン・電気錠設備

- i) 幼稚園の来客用玄関のインターホンは幼稚園職員室にて確認し電気錠を解錠できるよう、必要な設備機器の設置や配管配線工事を行うこと。
ii) 小学校正門にインターホン・電気錠を設置できるように、必要な設備機器の設置や配管配線工事を行うこと。また、インターホン対応及び電気錠の開錠を新BOP職員室でも可能なように設えること。

- 7) ネットワーク関連
- i) ネットワーク技術の革新に対応する配線交換の容易な設備を設置すること。
 - ii) 配線仕様は、提案時点の最新のものを考えること。
 - iii) 幼稚園に関しては、「資料6 電気・機械要求性能表」を参考に、必要な部分に関して配管配線工事を行うこと。
- 8) 放送設備、テレビ共同受信設備・緊急地震速報
- 幼稚園は上記に加え、以下の計画とすること。
- ・ 園庭にワイヤレスアンテナを設置すること。
 - ・ 校舎の壁面に園庭に向かってスピーカーを設置すること。
 - ・ ローカルアンプは遊戯室に設けること。
- 9) 電気時計設備
- 校舎壁面の時計は、園庭および幼稚園プールから視認できる場所にも設置すること。
- 10) トイレ呼び出し
- 多機能トイレにはトイレ呼出を設置すること。
- 11) 機械警備
- 小学校と幼稚園は機械警備を行うため、空配管までを設置すること。
- 12) 非常放送設備、防災無線
- 防災無線は別途工事で設置するため、空配管までを設置すること。
- 13) 自動火災報知設備
- 適切な箇所に光警報装置を設置すること。
- 14) 太陽光発電設備
- 災害時に、自立運転によるコンセント電源が確保可能な太陽光発電設備を設置する。
- (2) 空気調和設備
- 1) 冷暖房設備
- i) 屋内運動場には災害時の利用を想定し、自立運転可能な空調設備（100kW程度、GHP）を設置すること。ガス種については設計時に本区と協議すること。

- ii) 幼稚園は、「資料6 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とすること。
- iii) 屋内運動場等の大空間は、自動的に自然換気が図られるよう設える等、夏の高温防止対策を講じること。
- iv) 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。
- v) 空調屋外機等の設置箇所は、音や臭気、景観等に配慮すること。

2) 換気設備

- i) 用途・目的に応じた換気システムを採用し、シックハウス症候群等への対応に十分配慮すること。

(3) 給排水衛生設備

1) 給水・給湯設備

- i) 幼稚園は、「資料6 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とすること。
- ii) 給湯設備は、原則ガス式とし調理室とシャワー、手洗いは、別系統とする。

2) 排水設備

東京都排水設備要綱による。

3) 消防水利・災害用トイレ設備

- i) プール水は消防水利として活用できるよう採水口などを適切に設けること。
- ii) 災害時に避難所エリアのトイレにプール水を活用できようよう計画すること。
- iii) マンホールトイレの設置数は10基を見込むが、台数や配置について設計段階で本区や関係者と協議を行うこと。

第2節 設計業務遂行に係る要求内容

設計業務を遂行するにあたって遵守すべき要求内容は、以下に示すとおりとする。

1. 業務の内容

設計業務は、本施設を対象とし、その設計については、建築設計業務委託契約約款A、基本設計業務委託仕様書、本要求水準書、プロポーザル応募時の提案書類等に基づいて、事業者の責任において基本設計を行うものとする。

事業者は貸出資料を参考とする他、業務に必要となる電波障害調査現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定等を事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとする。

ローリング計画に伴う仮設校舎賃貸借については、別途発注とする。ただし、これらに係る実施設計業務（申請補助業務等含む*1）は、事業者にて実施するものとする。

上記の仮設工事については、基本設計期間中に事業者と本区が協議し決定するローリング計画に合わせて着手し、本区が発注する。想定着手日から逆算し、余裕をもった発注期間を確保できるように、設計（積算含む）を進めること。

*1：仮設校舎の申請業務は区と賃貸借契約を結ぶリース会社が行うが、プランニング及び既存・新築校舎との調整、審査機関との協議は本基本設計受託者が行うこと。

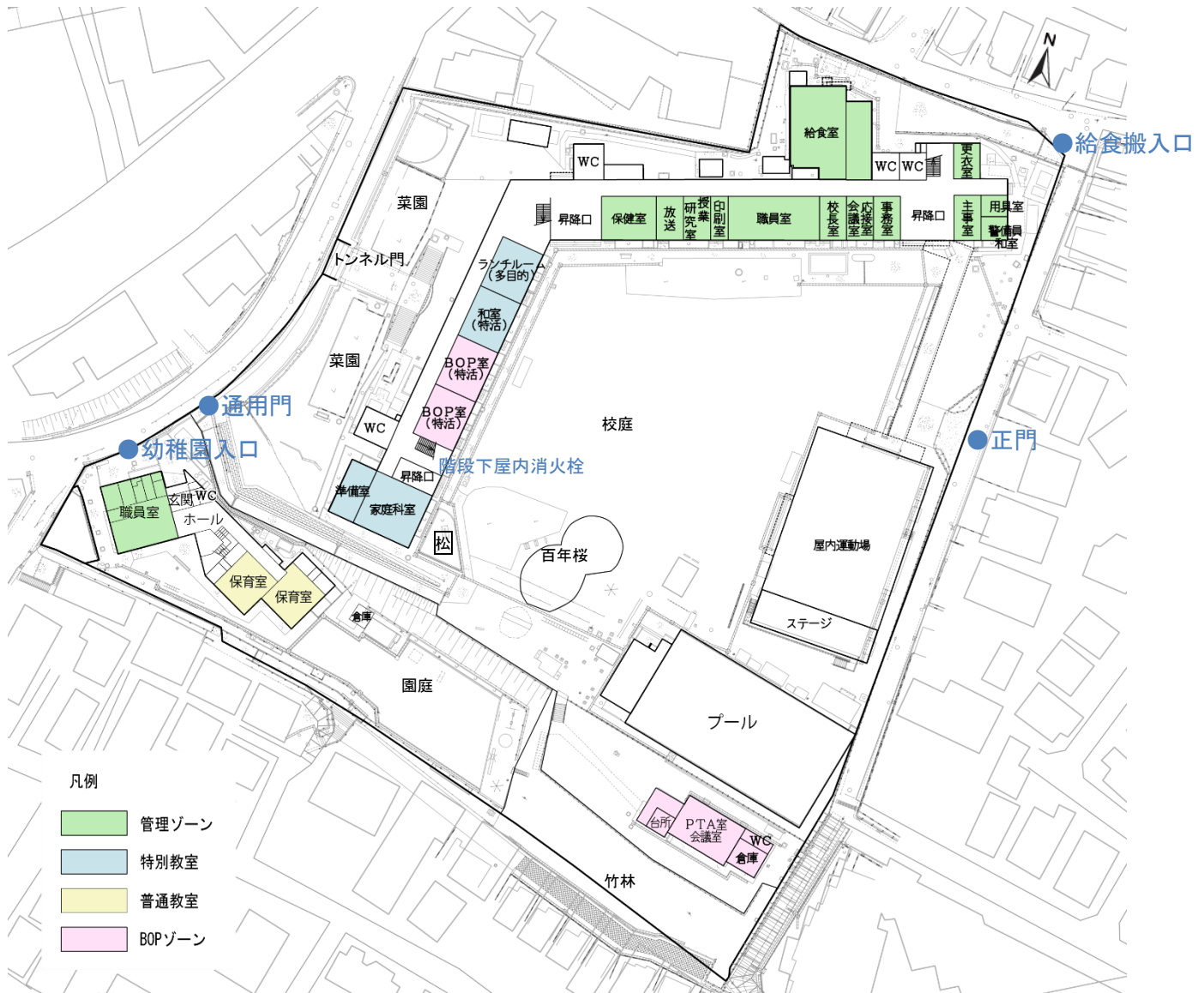
また、本区が区議会や区民等（近隣住民・小学校の職員・保護者・児童も含む）に向けて設計内容に関する説明を行う場合や国へ交付金の申請を行う場合等、本区の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。

2. 業務の遂行期間

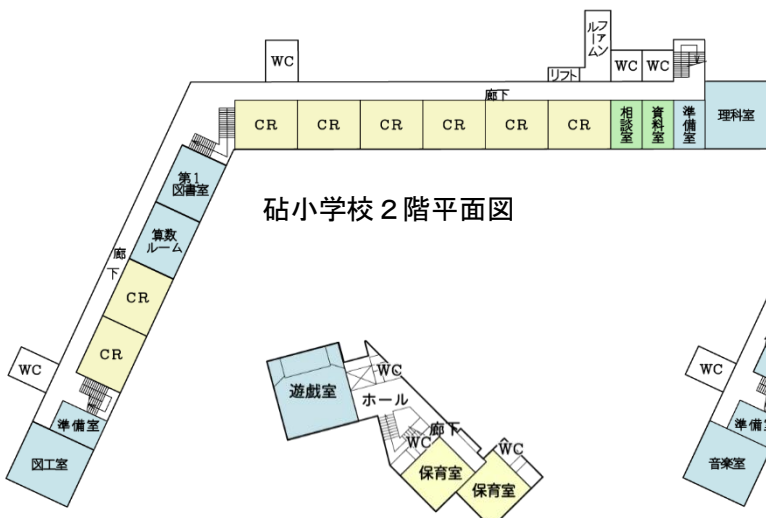
設計業務の期間は、本施設の運用開始日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき設計委託契約書に定める。事業者は、関係機関と十分協議した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するよう設計業務期間を設定すること。

3. 留意すべき項目

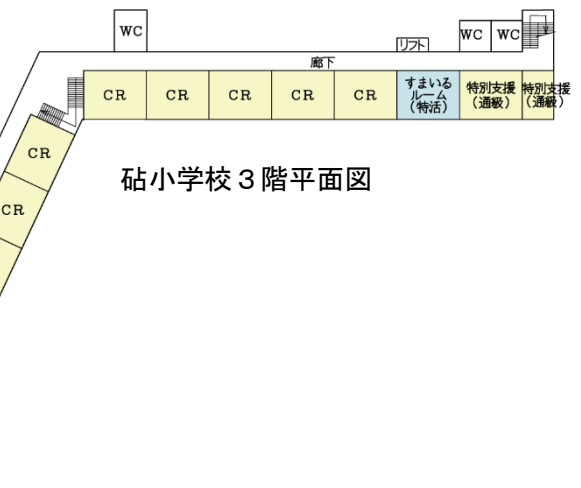
「貸出資料5 世田谷区各種設計仕様書」を踏まえ、区が公共施設に求める質的水準を確保できるようコスト・仕様を適切にコントロールすること。また、本事業の特徴（工事期間中の小学校・幼稚園の継続運営、百年桜などの長く地域に親しまれた学校風景の継承、住宅に隣接した擁壁工事）を踏まえ、安全かつ円滑に遂行できるよう配慮を図ること。そのため、建築及び土木その他各工事の工法や手順、また相互の関連等について、設計・施工の各担当者が連携して検討しながら設計を進め、施工計画に適切に反映させること。



- 凡例
- 管理ゾーン
 - 特別教室
 - 普通教室
 - BOPゾーン



砧小学校 2階平面図



砧小学校 3階平面図

砧幼稚園 2階平面図

※小学校の什器については「貸出資料5 世田谷区各種設計仕様書」による

部屋名	設置什器	数量	仕様（参考寸法、参考品番）
幼稚園			
保育室	園児用椅子	100	幅330 奥行300 高さ460 木製背もたれあり 肘なし
	園児用テーブル	25	幅1,200 奥行600 高さ調整可
	コット	20	幅1,320 奥行545 高さ115
	コット収納台	2	10台収納可
	ままごとシンク	3	幅440 奥行290 高さ515 （「サクラ」カタログ376頁）
	ままごとガステーブル	3	幅440 奥行290 高さ425 （「サクラ」カタログ376頁）
	傘立て	3	折りたたみ傘立て(36本) 幅610 奥行340 高さ490 W-30240
	カーテン	各室	防災性能を有するもの
遊戯室	園児用椅子	100	幅330 奥行315 高さ270 背もたれなし 肘なし
	園児用長椅子	25	幅1,200 奥行250 高さ270 ナイロン帆布
	スタッキングチェア	50	幅490 奥行525 高さ750
	会議用テーブル	25	幅1,800 奥行450 高さ700 ソフトエッジ
	カーテン		防災処理を行ったもの
多目的室	園児用椅子	32	幅330 奥行300 高さ460 木製背もたれあり 肘なし
	園児用テーブル	8	幅1,200 奥行600 高さ調整可
	カーテン		防災性能を有するもの
預かり保育室	コット	30	幅1,320 奥行545 高さ115
	コット収納台	3	10台収納可
	園児用椅子	32	幅330 奥行300 高さ460 木製背もたれあり 肘なし
	園児用テーブル	8	幅1,200 奥行600 高さ調整可
	カーテン		防災性能を有するもの
アトリエ	園児用椅子	20	幅330 奥行300 高さ460 木製背もたれあり 肘なし
	園児用テーブル	5	幅1,200 奥行600 高さ調整可
素材置き場	カーテン		防災性能を有するもの
エントランス	テーブル	4	円テーブル 直径600 高さ700 FT-610
	椅子	8	幅470 奥行490 座面の高さ440 高さ755 RS-240F
	傘立て	3	折りたたみ傘立て(36本) 幅760 奥行366 高さ500 W-30260

部屋名	設置什器	数量	仕様（参考寸法、参考品番）
幼稚園			
職員室	事務机	15	幅1,000 奥行700 高さ700 片袖
	事務机(脇机)	1	幅400 奥行700 高さ700
	事務椅子	15	幅450 奥行545高さ 肘なし 高さ調整可
	事務椅子	1	幅572 奥行545 肘つき 高さ調整可
	キャビネット	3	幅900 奥行450 高さ1400
	キーボックス	1	幅277 奥行64 高さ426 36個吊り
	カーテン		防災性能を有するもの
園長室	事務机	1	幅1,400 奥行700 高さ700 両袖
	事務椅子	1	幅572 奥行545 肘つき 高さ調整可
	ロッカー	1	幅900 奥行515 高さ179 SE-SLK-1
	カーテン		防災性能を有するもの
教材室	カーテン		防災性能を有するもの
印刷室	作業机	1	幅1,000 奥行700 高さ700 (ワークテーブル1070 「エデュース」カタログ887頁)
	スタッキングチェア	2	幅490 奥行525 高さ750
	裁断機	1	幅265 奥行540 高さ70 DC-2A3N
	コピー機		
	カーテン		防災性能を有するもの
保健室 (医務室)	収納ベッド付き医療戸棚	1	収納時 幅900 奥行 収納時520 (折りたたみ式ベッド使用時1,800) 高さ1,700 体圧分散式 2つ折マット付 (「マスセット」カタログ257頁)
	コット	3	幅1,320 奥行545 高さ115
	カーテン		防災性能を有するもの
休憩室	机	3	幅1,200 奥行750 高さ720
	スタッキングチェア	16	幅490 奥行525 高さ750
	カーテン		防災性能を有するもの
会議室	机	6	幅1,500 奥行450 高さ720
	折りたたみ椅子	18	幅440 奥行438 高さ735
調理室	調理機器一式		別紙 4
	食器等		別紙 4
リネン室	乾燥機付洗濯機	2	

部屋名	設置什器	数量	仕様（参考寸法、参考品番）
幼稚園			
更衣室・ロッカー室（女子）	ロッカー	6	幅900 奥行515 高さ179 SE-SLK-3
	カーテン		防災性能を有するもの
更衣室・ロッカー室（男子）	ロッカー	1	幅900 奥行515 高さ179 SE-SLK-3
	カーテン		防災性能を有するもの
更衣室・ロッカー室（非常勤女子）	ロッカー	5	幅900 奥行515 高さ179 SE-SLK-8
	カーテン		防災性能を有するもの
更衣室・ロッカー室（非常勤男子）	ロッカー	1	幅900 奥行515 高さ179 SE-SLK-8
	カーテン		防災性能を有するもの
園庭	遮光ネット		園庭の形、活用の仕方によりサイズ・数量等適宜（夏季に園庭で活動する際の日除けとして使用）

※小学校の什器については「貸出資料5 世田谷区各種設計仕様書」による

部屋名	設置什器	数量	仕様（参考寸法、参考品番）
保育室	ロッカー	5連10人用9台 2連4人用2台	3歳児クラス 幅1,800奥行440 高さ965 W-73600 3台 4・5歳児クラス 幅1,800奥行440 高さ965 W-73600 3台×2クラス 幅732奥行440 高さ965 W-69000 1台×2クラス
	掃除用具入れ	各室1個	幅450 奥行445 高さ180 W-44032
	収納		絵画乾燥棚35段 幅620 奥行445 高さ1,243 WT50413 1台×3クラス つながるオープン棚2段 幅940 奥行450 高さ670 WT50413 1台×3クラス LOW造形キャビネット 幅900 奥行440 高さ800 WT75020 1台×3クラス メルヘンシースルーボックス 幅940 奥行450 高さ900 1台×3クラス（「マスセット」カタログ166頁） 絵本立て 幅900 奥行400 高さ900 1台×3クラス（「マスセット」カタログ183頁） ふとん収納棚 幅900 奥行87.5 高さ1,800 2台×3クラス（「マスセット」カタログ168頁）
	幼児用下足入れ	24人用1台 32人用2台	3歳児クラス 幅1,620 奥行300 高さ770 W-83800 1台 4・5歳児クラス 幅1,620 奥行300 高さ990 W-84800 1台×2クラス
	手洗い流し場		
	ハンドソープ入れ	各室の水栓数に応じた数	
	ペーパータオルホルダー		
	掲示板	6枚	板面:縦450 横600 画鋏・マグネット対応 (掲示板・ソフトM・アイボリー「マスセット」カタログ219頁)
	ピクチャーレール	各室	壁面に園児の作品を飾る用途で設置
	カーテンレール	各室	
遊戯室	収納		壁面収納庫（「Cofa」カタログ2018年版245頁） 園児用椅子（幅330 奥行315 高さ270 背もたれなし ひじなし）200脚、園児用長椅子（幅1,200 奥行250 高さ270）50脚、スタッキングチェア（幅490 奥行525 高さ750）100脚、会議用テーブル(幅1,800 奥行450 高さ750)50台、コット（幅1,320 奥行545 高さ115）40台を収納できること

部屋名	設置什器	数量	仕様（参考寸法、参考品番）
遊戯室	掃除用具入れ	各室 1 台	幅450 奥行445 高さ1800 W-44032
	手洗い流し場		
	ハンドソープ入れ	水栓数に応じた数	
	ペーパータオルホルダー		
	カーテンレール		
	暗幕		
	アルミステージ	1 式	幅4,533 奥行2400 高さ400 NDS-1 (アルミステージ 1 段型ステップ・カーテン付き 「サクラ」保育用品カタログ310頁)
	収納台車	2台	幅1,010 奥行800 高さ840 NDS-1 (「サクラ」保育用品カタログ310頁)
多目的室	掃除用具入れ	各室 1 個	幅450 奥行445 高さ1800 W-44032
	手洗い流し場		
	ハンドソープ入れ	水栓数に応じた数	
	ペーパータオルホルダー		
	楽器棚（木製備品用戸棚）	1台	木製備品用戸棚 幅895 奥行440 高さ1,800 (「マスセット」カタログ173頁)
	カーテンレール		
預かり保育室	ロッカー	5連10人用3台	幅1,800 奥行425 高さ900 W- 50401 3台
	収納		多目的整理ボックス 幅900 奥行880 高さ1,720 2台（「マスセット」カタログ168頁） つながるオープン棚2段 幅940 奥行450 高さ670 WT50413 1台 LOW造形キャビネット 幅900 奥行440 高さ800 WT75020 1台 メルヘンシースルーボックス 幅940 奥行450 高さ900 1台（「マスセット」カタログ166頁） 絵本立て 幅900 奥行400 高さ900 1台（「マスセット」カタログ183頁）
	掃除用具入れ	各室 1 個	幅450 奥行445 高さ1800 W-44032
	手洗い流し場		
	ハンドソープ入れ	水栓数に応じた数	
	ペーパータオルホルダー		
	掲示板	1枚	板面:縦900 横600 画鋲・マグネット対応 (掲示板・ソフトM・アイボリー「マスセット」カタログ 219頁)
	ピクチャーレール	各保育室	壁面に園児の作品を飾る用途で設置
	カーテンレール		

部屋名	設置什器	数量	仕様（参考寸法、参考品番）
アトリエ	収納		絵画乾燥棚35段 幅620 奥行445 高さ1,243 WT50413 1台 LOW造形キャビネット 幅900 奥行440 高さ800 WT75020 1台 メルヘンシースルーボックス 幅940 奥行450 高さ900 2台（「マスセット」カタログ166頁） メルヘンライトシェルフ 幅940 奥行450 高さ900 2台（「マスセット」カタログ165頁）
	ピクチャーレール		壁面に園児の作品を飾る用途で設置
	手洗い流し場		
	ハンドソープ入れ	水栓数に応じた数	
	ペーパータオルホルダー		
	カーテンレール		
	素材置き場	収納	
カーテンレール			
廊下（広場）	掲示板	1枚	板面:縦900 横600 画鋲・マグネット対応 (掲示板・ソフトM・アイボリー「マスセット」カタログ219頁)
	ピクチャーレール		壁面に園児の作品を飾る用途で設置
	手すり		幼児が利用するものは、幼児の目線・身の丈に合わせた配置となるよう配慮すること
	絵本棚	五段書架2連 2台 傾斜型二段書架2連 2台	五段書架2連 幅1,800奥行400 高さ1,800 傾斜型二段書架2連 幅1,800奥行400 高さ780 (「マスセット」カタログ181頁)
エントランス	掲示板	1枚	板面:縦900 横600 画鋲・マグネット対応 (掲示板・ソフトM・アイボリー「マスセット」カタログ219頁)
	案内版	1台	幅470 奥行400 高さ1,400 W-76600
	ピクチャーレール		壁面に園児の作品を飾る用途で設置
	絵本棚	1台	傾斜型二段書架2連 幅1,800奥行400 高さ780 (「マスセット」カタログ181頁)
	幼児用下足入れ	24人用1台 32人用2台	3歳児クラス 幅1,620 奥行300 高さ770 W-83800 1台 4・5歳児クラス 幅1,620 奥行300 高さ990 W-84800 1台×2クラス
	職員用下足入れ	30人用2台	幅1,578 奥行350 高さ1,453 ST6-5W
	来客用下足入れ	20人用1台	幅1,058 奥行350 高さ1,453 ST4-5WA

部屋名	設置什器	数量	仕様（参考寸法、参考品番）
職員室	予定表（ホワイトボード）	1枚	板面:縦900 横1,800 HMY36（ホーロー月予定ホワイトボード・ヨコ書き「マスセット」カタログ223頁）
	カーテンレール		
園長室	ロッカー	1台	幅900 奥行515 高さ179 SE-SLK-1
	カーテンレール		
教材室	軽中量ラック	3台	幅1,800 奥行450 高さ2,100 ERL-M17645-1
	製作用品収納ワゴン	3台	幅1,150 奥行580 高さ750 （「マスセット」カタログ190頁）
	透明引き出しワゴン	1台	幅520 奥行340 高さ988 （「マスセット」カタログ188頁）
	カーテンレール		
印刷室	軽中量ラック	1台	幅1,800 奥行450 高さ2,100 ERL-M17645-1
	フロアケース	1台	幅554 奥行336 高さ880 （フロアケース(A4)2列「エデュース」カタログ872頁）
	カーテンレール		
保健室 （医務室）	手洗い流し場		
	ハンドソープ入れ	水栓数に応じた数	
	カーテンレール		
休養室	カーテンレール		
会議室	ホワイトボード	1台	板面:縦900 横1,200 キャスター付
	カーテンレール		
更衣室・ロッカー室（女子）	カーテンレール		
更衣室・ロッカー室（男子）	カーテンレール		
更衣室・ロッカー室（非常勤女子）	カーテンレール		
更衣室・ロッカー室（非常勤男子）	カーテンレール		
プール	手洗い流し場		
プール用シャワー	温水シャワー		
園庭	手洗い流し場		園庭から各保育室への出入口または園庭から園舎へ入る下足スペースに近接して設けること
	足洗い流し場		手洗いと背中合わせまたは隣接して設けること
	遮光ネット設置用器具		遮光用ネットの取り付け器具（ネットハンガー等）を設置すること

幼稚園

室名	機器名	仕様例（参考寸法(mm)・参考品番）	参考数量
検収室兼 下処理室	水切付三槽シンク	間口1,900 奥行750 高さ850	1
	パイプ棚	間口950 奥行350 1段	2
	ピーラー	間口600 奥行750 高さ895 NKP-16T	1
	冷凍冷蔵庫	間口610 奥行800 高さ1,950 ARD-061PM	1
	縦型無風スーパーフリーザー	間口660 奥行675 高さ1840 SD-318	1
調理室	IH調理器	間口1,500 奥行750 高さ300 MIR-2535TB	1
	IH調理器	間口600 奥行750 高さ400 MIR-7LRCMP	1
	PTフレックスカート	間口431 奥行656 高さ850 PTGSD	1
	UTSカート	間口911 奥行461 高さ923 NUTS2	2
	一槽シンク	間口600 奥行750 高さ850	1
	上棚	間口1,350 奥行450 一段	1
	ウォーターオーブン	間口495 奥行435 高さ385 AX-AW400-W	1
	折りたたみワゴン	間口763 奥行505 高さ1,538 FGAM-4	6
	クリーンテーブル	間口800 奥行850 高さ850	1
	コールドテーブル冷凍冷蔵庫	間口1,800 奥行600 高さ850 YRC-181PM-R	1
	コンロ置台	間口650 奥行750 高さ550	1
	コンロ置台	間口1,500 奥行750 高さ550	1
	下膳台	間口1,400 奥行600 高さ850	1
	下膳棚	間口1,400 奥行350 2段	1
	消毒保管器	間口900 奥行750 高さ1,900 MCWK-20-eT	1
	消毒保管器	間口1,750 奥行950 高さ1,900 MCW-40-eT	1
	食器洗浄機	間口998 奥行885 高さ1,400	1
	食器戸棚	間口850 奥行750 高さ1,900	2
	スタッキングカート	間口675 奥行620 高さ800 STK-500	2
	ソイルドテーブル	間口1,800 奥行850 高さ850	1
	台下戸棚	間口900 奥行750 高さ850	1
	台下戸棚	間口1,800 奥行600 高さ850	1
	多目的IHコンロ	間口450 奥行750 高さ300 MIR1.3W2TSP	1
調味料移動台	間口750 奥行550 高さ1,200	1	
調理台	間口1,500 奥行600 高さ850	1	

室名	機器名	仕様例（参考寸法(mm)・参考品番）	参考数量
調理室	吊戸棚	間口1,500 奥行350 高さ800	1
	吊戸棚	間口1,800 奥行450 高さ800	1
	吊戸棚	間口1,030 奥行450 高さ800	1
	吊戸棚	間口1,400 奥行350 高さ800	1
	吊戸棚	間口1,060 奥行350 高さ800	1
	電気回転釜	間口1,300 奥行1,010 高さ1,748 ERK-800SP	1
	電気スチームコンベクションオーブン	間口900 奥行865 高さ1,820 CS12-E66NN	1
	電気立体炊飯器	間口750 奥行730 高さ1,345 ERC-27NE	1
	二槽シンク	間口1,200 奥行750 高さ850	1
	配膳棚	(間口1,400 奥行900 高さ2,490)	1
	パイプ棚	間口345 奥行350 1段	1
	パイプ棚	間口600 奥行350 1段	1
	パススルー戸棚	間口600 奥行700 高さ1,900 (食品庫)	1
	引出付台下戸棚	間口750 奥行600 高さ850	1
	引出付台下戸棚	間口1,350 奥行600 高さ850	1
	包丁まな板消毒保管器	間口550 奥行550 高さ1,900 KCSK-5-eT	1
	マルチ野菜スライサー	間口380 奥行310 高さ595 CL-50E	1
	メトロマックスQ	間口1,060 奥行465 高さ1,886 MQ74PE-4/MQ1842G-4 (食品庫)	1
	メトロマックスQ	間口1,520 奥行620 高さ1,886 MQ74PE-4/MQ1842G-4 (食品庫)	1
	メトロマックスQ	間口756 奥行620 高さ1,715 MQ63PE-4/MQ2430G-4	1
	ラックシェルフ	間口1,250 奥行460 1段	1
	冷凍冷蔵庫	間口900 奥行650 高さ1,950	1
	台下戸棚	間口1,500 奥行600 高さ850	1

砧小学校 給食室厨房機器一覧表(想定)

資料 4

番号	品名	形式等	メーカー等	設置場所	寸法等(mm)	必要設備	給水	給湯	排水	ガス径	ガス消費量(kWh)	三相200V	100V電源(W)	電気備考
1	ガス回転釜	DGK-60JFT-D-F	日本調理機	調理室	1506×1100×2025	水栓・湯栓・排水・ガス・電気	20A(水栓柱)	20A(水栓柱)	ビット	20A	45.30		25	FL+600 WPコンセント E
2	ガス回転釜	KIG1DX-L40RU	桐山工業	調理室	1645×1200×2025	水栓・湯栓・排水・ガス	20A(水栓柱)	20A(水栓柱)	ビット	20A	46.00			
3	ガス回転釜	KIG1DX-L40RU	桐山工業	調理室	1645×1200×2025	水栓・湯栓・排水・ガス	20A(水栓柱)	20A(水栓柱)	ビット	20A	46.00			
4	ガス回転釜	KIG1DX-L40RU	桐山工業	調理室	1645×1200×2025	水栓・湯栓・排水・ガス	20A(水栓柱)	20A(水栓柱)	ビット	20A	46.00			
5	ガス回転釜	KHG2D-40RU	桐山工業	調理室	1665×1140×1950	水栓・湯栓・排水・ガス	20A(水栓柱)	20A(水栓柱)	ビット	20A	46.00			
6	スチームコンベクションオープン	CSW-IGW102-ST	コメットカトウ	調理室	1120×925×1670	水・排水・ガス・電気	15Aバルブ付		40A(耐熱HT管) HTホッパー間接	20A	37.20		1,100	FL+600 WPコンセント E
7	スチームコンベクションオープン	CSW-IGW102-ST	コメットカトウ	調理室	1120×925×1670	水・排水・ガス・電気	15Aバルブ付		40A(耐熱HT管) HTホッパー間接	20A	37.20		1,100	FL+600 WPコンセント E
8	自動炊飯器	CRA2-150N-ST	コメットカトウ	調理室	750×707×1300	ガス・電気				20A	31.40		45	FL+600 WPコンセント E
9	自動炊飯器	CRA2-150N-ST	コメットカトウ	調理室	750×707×1300	ガス・電気				20A	31.40		45	FL+600 WPコンセント E
10	自動炊飯器	CRA2-150N-ST	コメットカトウ	調理室	750×707×1300	ガス・電気				20A	31.40		45	FL+600 WPコンセント E
11	食器洗浄機	SHR-8T2S	新日本厨機	洗浄室	2800×1140×1370	水・湯・排水 混合水栓(水・湯)	15Aバルブ付 混合水栓(水栓柱)	15Aバルブ付 混合水栓(水栓柱)	50A(耐熱HT管) 40A(耐熱HT管)	15A	21.00	3.70		床から立上げ 本体下部に直結
12	熱風消毒保管庫(下処理室)	MCWK-30-eT	中西製作所	下処理室	1300×950×1900	電気						9.75		電源:本体上部に直結 リレー回路用PF管:サイズ28
13	器具保管機	KCWK-30-eT	中西製作所	調理室	1300×950×1900	電気						9.75		電源:本体上部に直結 リレー回路用PF管:サイズ28
14	熱風消毒保管機	MCW-90-eT	中西製作所	調理室/洗浄室	3800×950×1900	電気						29.25		電源:本体上部に直結 リレー回路用PF管:サイズ28
15	熱風消毒保管機	MCW-60-eT	中西製作所	調理室/洗浄室	2550×950×1900	電気						19.50		電源:本体上部に直結 リレー回路用PF管:サイズ28
16	カートイン熱風消毒保管機	CMC-60-eT	中西製作所	調理室/洗浄室	3950×1200×1953	電気						31.50		電源:本体上部に直結 リレー回路用PF管:サイズ28
17	カートイン熱風消毒保管機	CMC-60-eT	中西製作所	調理室/洗浄室	2650×1200×1953	電気						21.00		電源:本体上部に直結 リレー回路用PF管:サイズ28
18	包丁まな板殺菌庫(下処理室)	DS-115AT	イシダ厨機	下処理室	600×600×1650	電気							537	FL+2100コンセント ET
19	包丁まな板殺菌庫(調理室)	DS-114CT	イシダ厨機	調理室	850×600×1430	電気							595	FL+2100コンセント ET
20	冷凍冷蔵庫(下処理室)	HRF-90A-1-ML	ホシザキ電機	下処理室	900×800×1910	電気							378	FL+2100コンセント ET
21	冷蔵庫	HR-150CA-1-ML-4D4D	ホシザキ電機	下処理室	1500×850×1910	電気							469	FL+2100コンセント ET
22	冷蔵庫	HR-150A-1-ML	ホシザキ電機	調理室	1500×800×1910	電気							294	FL+2100コンセント ET
23	冷蔵庫	HR-120A-1-ML	ホシザキ電機	調理室	1200×800×1910	電気							290	FL+2100コンセント ET
24	牛乳保冷库	MR-150CA	ホシザキ電機	調理室	1500×900×1970	電気							359	FL+2100コンセント ET
25	検食冷凍庫	HF-63CAT-KS	ホシザキ電機	検収室	625×650×1910	電気							365	FL+2100コンセント ET
26	球根皮むき機	P-84D(C型)	アイホー	検収室	1250×820×1043	水・湯・排水・電気	20A単水栓(壁だし) 混合水栓(壁だし)	混合水栓(壁だし)	50A ホッパー間接			0.75		FL+1200 三相200Vコンセント
27	洗米機	RWO-48A	スギコ産業	下処理室	φ480×815	水・排水	20A単水栓(壁だし)		50A ホッパー間接					
28	1槽シンク(検収室)	フットペダル仕様 単水栓(水1・湯1)、混合水栓1	板金製作	検収室	900×900×850(1000)	水・湯・排水	20Aバルブ付×2	20Aバルブ付×2	50A×1					
29	4槽シンク(下処理室)	フットペダル仕様 単水栓(水4・湯4)、混合水栓1	板金製作	下処理室	3400×900×850	水・湯・排水	20Aバルブ付×5	20Aバルブ付×5	50A×4					
30	3槽シンク(下処理室)	フットペダル仕様 単水栓(水3・湯3)、混合水栓1	板金製作	下処理室	2700×900×850(1000)	水・湯・排水	20Aバルブ付×4	20Aバルブ付×4	50A×3					
31	3槽シンク(調理室)	フットペダル仕様 単水栓(水3・湯3)、混合水栓1	板金製作	調理室	2700×900×850(1000)	水・湯・排水	20Aバルブ付×4	20Aバルブ付×4	50A×3					
32	4槽シンク(洗浄室1)	シングルレバー仕様 混合水栓5	板金製作	洗浄室	3400×900×850(1000)	水・湯・排水	20Aバルブ付×5	20Aバルブ付×5	50A×4					
33	4槽シンク(洗浄室2)	シングルレバー仕様 混合水栓5	板金製作	洗浄室	3400×900×850(1000)	水・湯・排水	20Aバルブ付×5	20Aバルブ付×5	50A×4					
34	1槽シンク(洗浄室)	シングルレバー仕様 混合水栓2	板金製作	洗浄室	900×850×700(850)	水・湯・排水	20Aバルブ付×2	20Aバルブ付×2	50A×1					
35	ミニキッチン用コンロ	ガッツNo.3 SK-3	山岡金属工業	調理室	738×275×118(151)	ガス				φ9.5 ゴム管	11.10			
36	ミニキッチン用作業台		板金製作	調理室	1500×750×850(1000)	電気								FL+1200 WPフリーコンセント EET FL+1200 WPフリーコンセント EET
37	ミニキッチン用シンク	シングルレバー仕様 混合水栓1	板金製作	調理室	750×750×850(1000)	水・湯・排水	20Aバルブ付×1	20Aバルブ付×1	40A×1					
38	野菜裁断機(可動式)	VC-4 置き台付	アイホー	可動備品	1000×620×700(1165)	電気							200	FL+1200 WPフリーコンセント E
39	高速度ミキサー(可動式)	MX-46	アイホー	可動備品	506×370×983	電気							400	FL+1200 WPフリーコンセント E
40	フードカッター(可動式)	FC-27D 置き台付	アイホー	可動備品	750×550×600(1060)	電気							200	FL+1200 WPフリーコンセント E
41	全自動洗濯機	NW-80C 8kg	日立	洗浄室	608×590×1000	水・排水・電気・排水パン			排水パン (640×640)				420	FL+1200 WPコンセント ET
42	衣類乾燥機	DE-N6-WV 6kg	日立	洗浄室	630×516×670	電気							1,180	FL+1200 WPコンセント ET
										合計熱量		550.75		

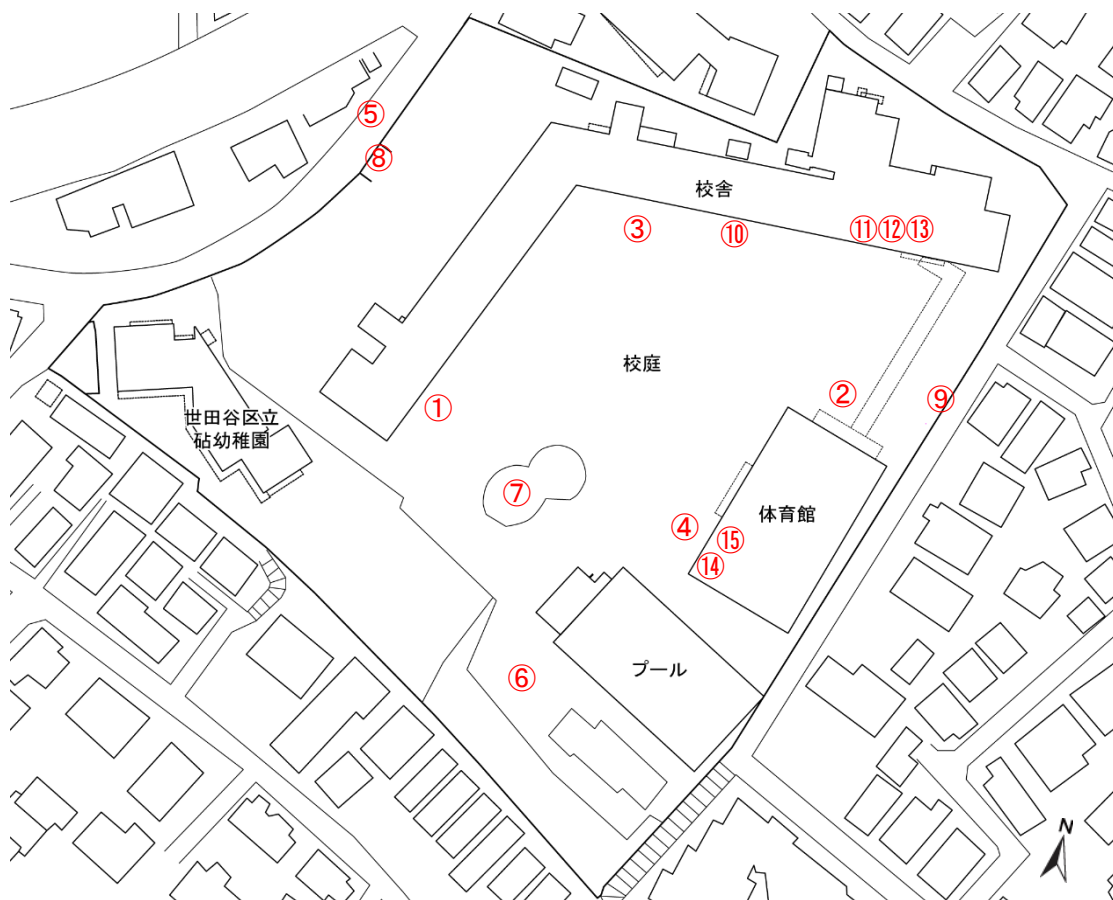
◎「業者名」欄:基本的に各機器の製造メーカーを記載している。メーカー直販ではない機器もあるため、記載の業者と実際の設置業者とが異なる場合がある。

◎上記の機器から変更される場合がある。

	室名	室数	1室 面積 (㎡)	合計 面積 (㎡)	備考
児童・学習ゾーン	普通教室	21	64	1344	男女別着替えのためのカーテン設置
	ワークスペース	3	64	192	少人数学習教室を兼ねる
	図書室	1	128	128	準備室含む
	PC準備室	1	16	16	16～22㎡
	理科室	1	128	128	準備室含む
	第一音楽室(高学年)	1	128	128	準備室含む
	第二音楽室(低学年)	1	64	64	
	図工室	1	144	144	準備室、作品庫含む
	家庭科室	1	128	128	調理室、被服室、準備室含む
	個別支援室	2	8	16	普通教室の近くに配置 低学年・高学年に各1室
	特別支援学級	4	64	256	
児童・生活ゾーン	多目的ルーム	1	192	192	地域ゾーン・新BOPの近くに配置
	展示コーナー	1	16	16	昇降口等にコーナーとして設置
	児童会室	1	32	32	
	児童昇降口	1	192	192	
	児童用便所	7	64	448	4教室に1コマ+特別教室、アリーナ
	手洗所・水場他		適宜	適宜	
	児童用更衣室	2	32	64	
	帰宅困難児童用備蓄倉庫	1	16	16	
	新BOP室	1	192	192	グラウンドと同一階に設置
職員・管理ゾーン	職員室	1	128	128	
	校長室	1	32	32	
	事務室	1	32	32	事務物品倉庫含む
	主事室	1	32	32	主事用倉庫含む
	会議室	1	32	32	
	地域・学校会議室	1	32	32	
	印刷室	1	32	32	
	放送室	1	32	32	
	湯沸スペース		適宜	適宜	職員室・主事室内に含む
	倉庫・教材室		適宜	適宜	目的別に何か所か設ける ・教材庫：各学年 ・共通教材、備品：管理ブロック等
	保健室	1	96	96	校庭に面する
	教育相談室・スクールカウンセラー室	1	32	32	
	給食室	1	350	350	児童数700人以上想定 エレベータに近接する 調理員控入室は幼稚園と兼用可
	給食室駐車場	1	64	64	
	配膳室	3	32	96	
職員・来客用昇降口	1	32	32	主事室又は事務室横に配置	

職員・管理ゾーン	職員・来客用便所	1	64	64	管理ブロックの各階に設置 児童用・開放用とは別に確保
	教育員休憩室	1	32	32	
	教育員更衣室	2	16	32	男女比の変動に対応できるように
	多機能トイレ	1	適宜	適宜	来客便所に設置
	廊下・階段・踊り場・スロープ		適宜	2582	廊下幅2.7m、メイン階段は有効幅 2 m
	エレベータ	1	適宜	適宜	給食配膳用を兼ねる ストレッチャーを載せることのできる幅、奥行を確保することが望ましい
運動	屋内運動場（アリーナ）	1	700	700	天井高7m以上
	屋内運動場（ステージ）	1	100	100	
	キャットウォーク		-	-	計算に含まず
	アリーナ器具庫	1	64	64	
	アリーナWC	1	64	64	
	アリーナ更衣	1	64	64	
	プール	1	適宜	適宜	25m×6コース、可動床
	プール附属室 （管理室、更衣室、トイレ）	1	120	120	
	プール附属室 （倉庫、機械室）	1	50	50	
	校庭附属施設	1	80	80	石灰庫と物品庫は別にする
地域	和室（百年庵）	1	64	64	
	防災倉庫	1	50	50	
	幼稚園	1	740	740	
合 計				9524	

石碑・記念樹等の移設リスト



①80周年石碑：移設



②100周年石碑：移設



③石碑：移設



④100周年壁画：撮影後撤去



⑤せたがや百景(砧小学校の桜)石碑
：移設



⑥100周年記念桜：診断後、移植
記念碑：移設



⑦百年桜（せたがや百景）
：現在地で保存



⑧旧正門：撤去※意匠の継承



⑨50周年記念碑：移設

111回卒業記念樹：診断後、移植



⑩校章（外壁）：移設



⑪90回・108回・101回卒業記念銘板
：移設



⑫昭和53年卒業記念作品
：移設



⑬89回卒業記念作品
：撮影後撤去



⑭85回卒業記念作品(校歌)
：移設



⑮91回卒業記念作品
：移設



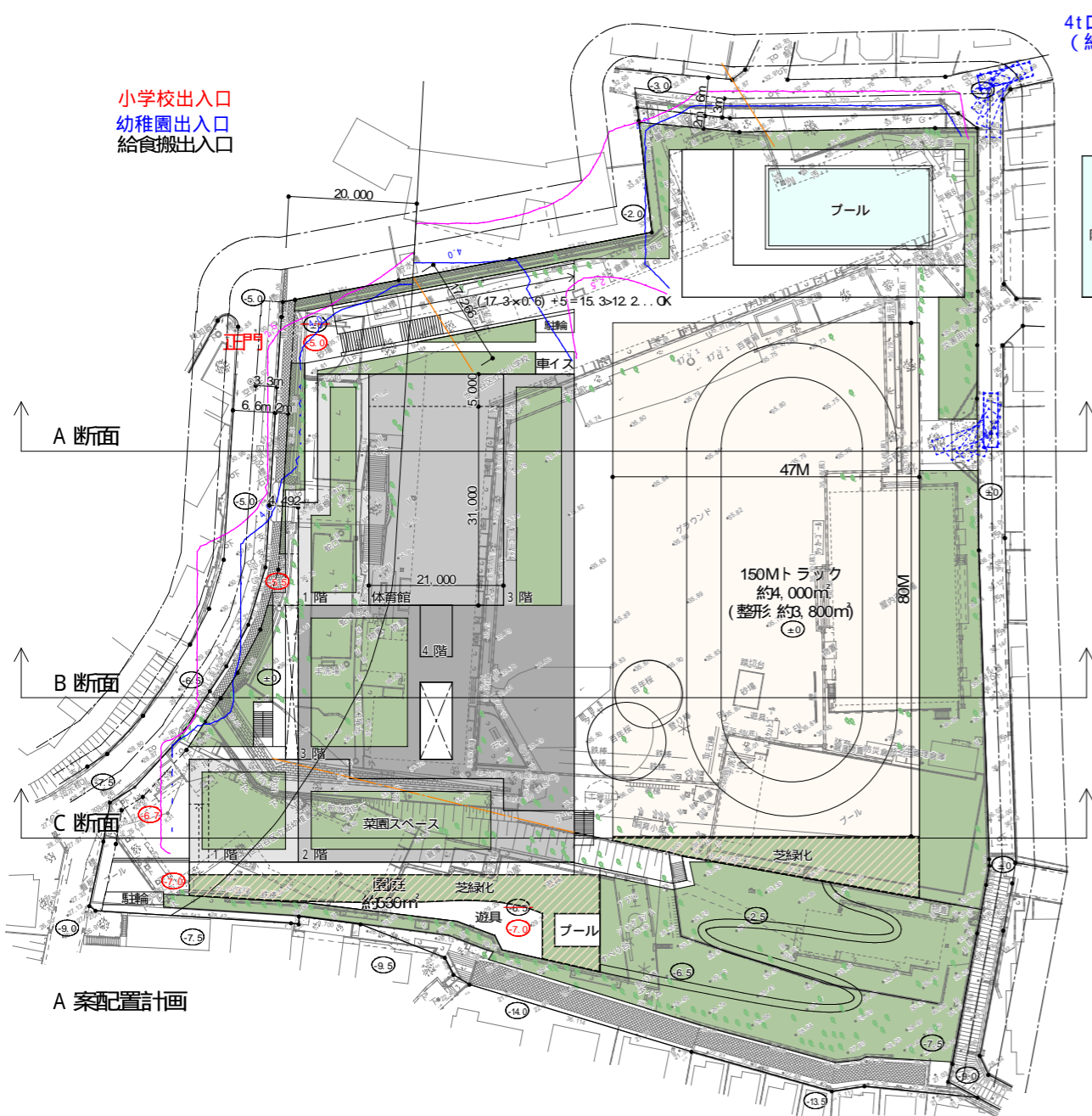
⑯松
：(急斜面に植生のもの) 伐採
：(校庭に植生のもの) 現在地で保存



⑰タヌキ釜
：移設

工事期間中の必要諸室一覧

室名	室数	仮設校舎に 設置した場合 の1室面積 (㎡)	備考
小学校			
普通教室	21	56	仮設校舎の場合は2階以下に設置
図書室	1	84	準備室含む
理科室	1	84	準備室含む
音楽室	1	84	準備室含む
図工室	1	84	準備室含む
家庭科室	1	84	調理室、被服室、準備室含む
特別支援学級（難聴・言語）、すまいる	1	56	
児童会室	1	56	
児童昇降口		適宜	
児童用便所		適宜	
新BOP室	2	56	
新BOP室事務室	1	24	
職員室	1	112	
校長室	1	28	
事務室	1	28	
主事室	1	28	
会議室	1	56	
地域・学校会議室	0	—	
印刷室、放送室、湯沸室	1	28	
倉庫・教材室		適宜	
保健室	1	56	
教育相談室・スクールカウンセラー室	1	—	
給食室		—	調理場から配送予定
配膳室		適宜	仮設校舎各階に設置
職員・来客用昇降口	1	—	
職員・来客用便所		適宜	
教育員休憩室、更衣室		—	
多機能トイレ		適宜	
屋内運動場	1	—	
和室（百年庵）	0	—	
幼稚園			
保育室	2	112	
職員室	1	56	園長室含
他 幼稚園小計		335	
合計		5700	

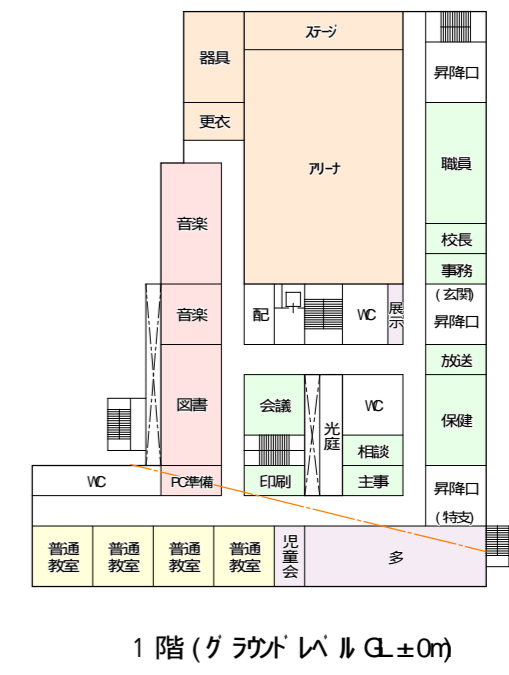
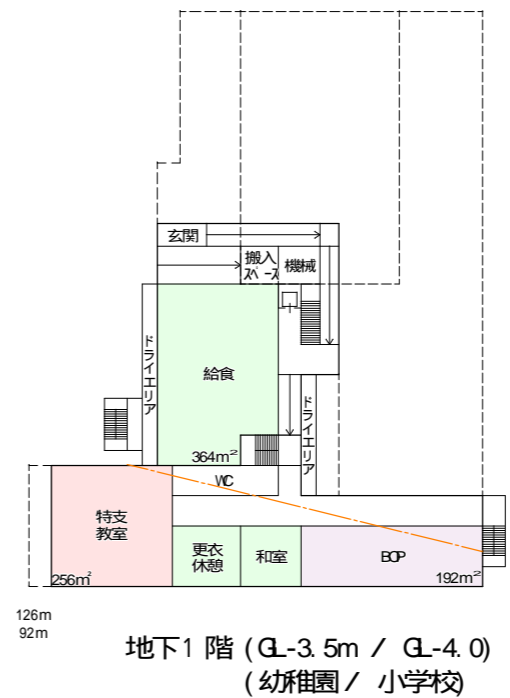
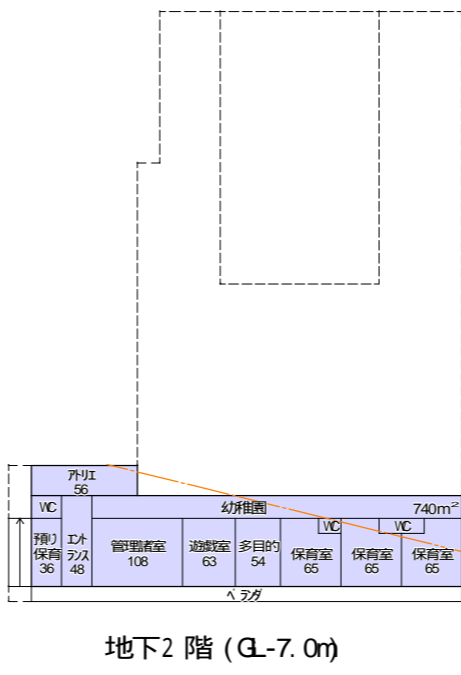
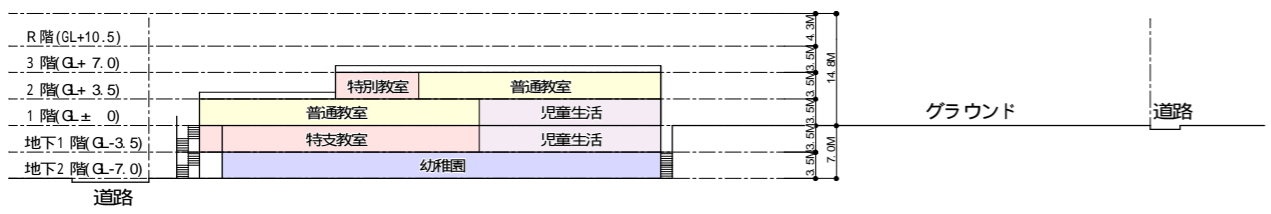
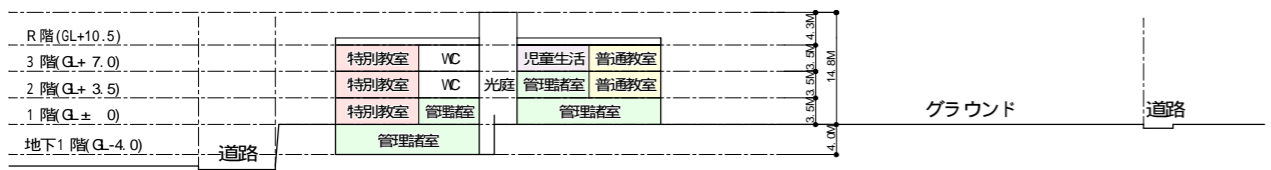
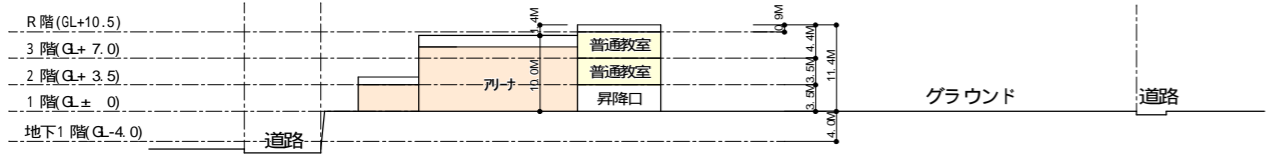
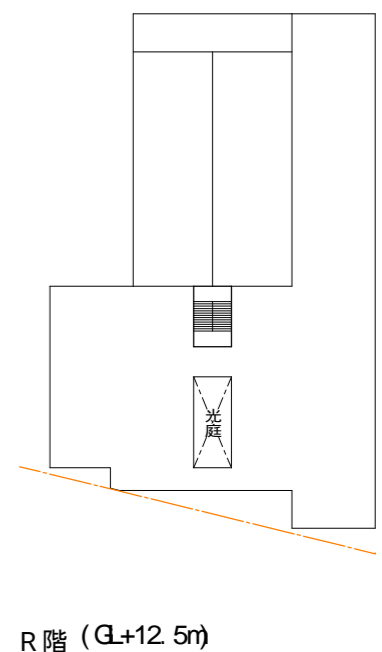
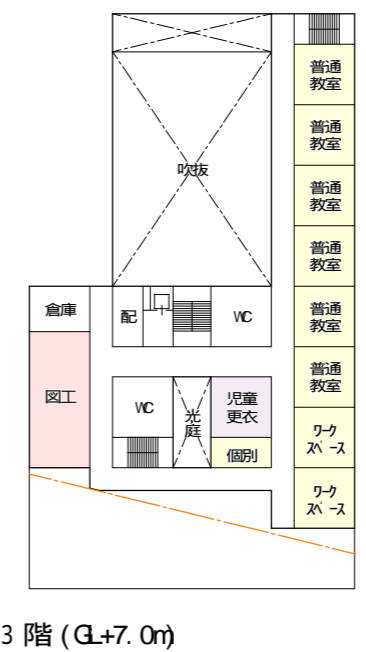
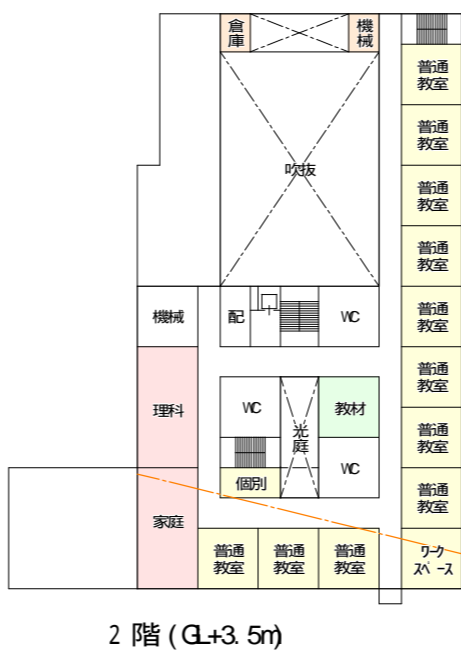
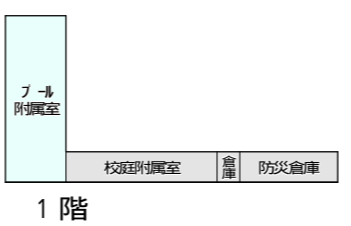


4tロング車
(約8.5m x 約2.3m)

延床面積 9,700m²
建築面積 3,700m²

凡例

- 普通教室関連
- 特別教室関連
- 児童生活関連
- 管理者室関連
- アリーナ関連
- プールの関係
- 幼稚園
- 共用部
- 緑化部分



工程十画	従来方式	擁壁工事含む	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	(年度)
プール他解体	擁壁一部整備			■								
仮設校舎建設					■							
既存校舎、既存幼稚園解体	南側擁壁整備				■							
埋蔵文化財発掘調査												
校舎新設	擁壁整備					■						
仮設校舎解体									■			
既存体育館解体									■			
プール新設	外構整備									■		
引渡し												

■ 新設 〇 解体

仮設期間(既存校舎全部)3年7ヶ月

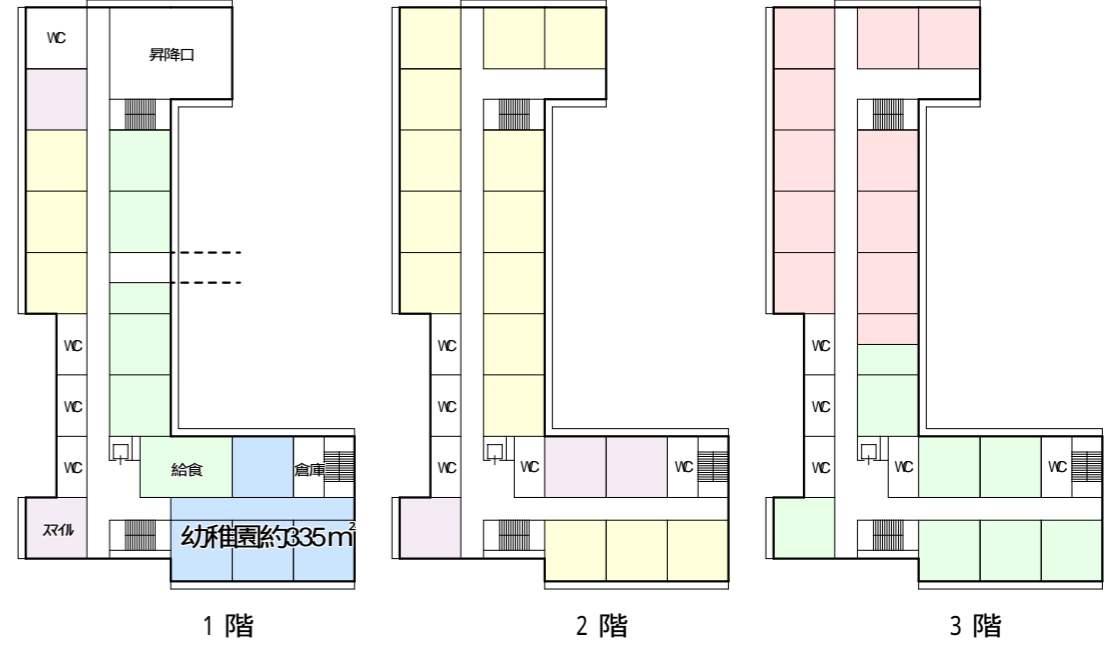
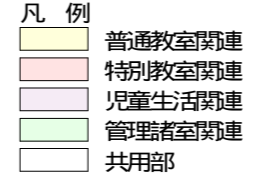
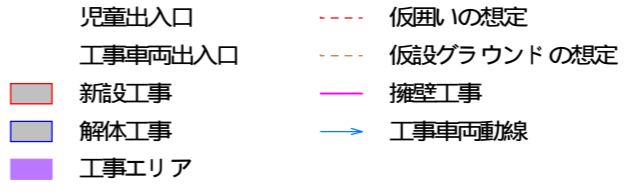
竣工: 6年6ヶ月
新普通教室供用開始: 5年3ヶ月

転がし計画 S=1/3000

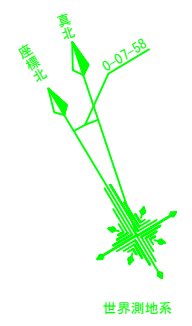
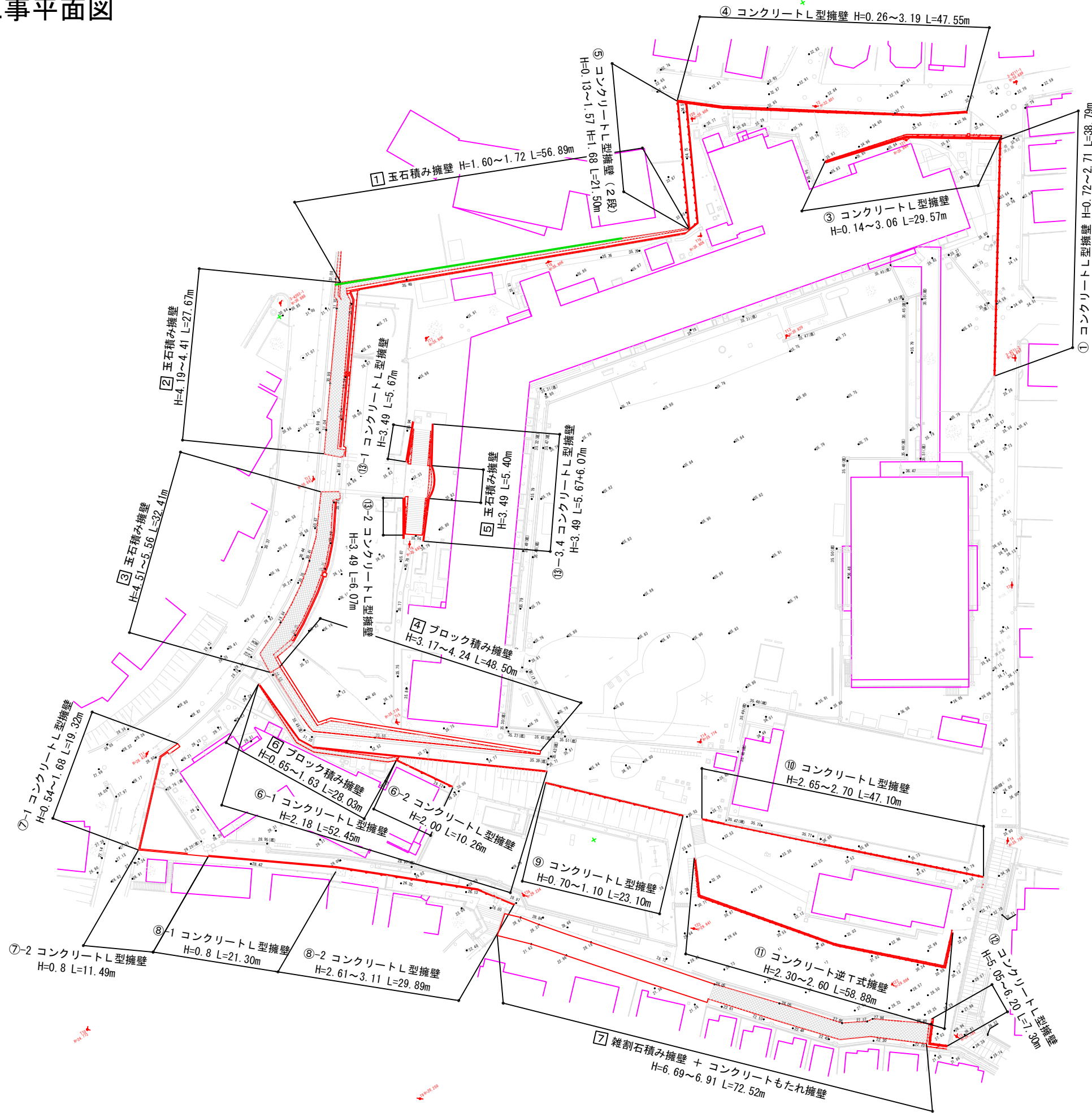


特記事項

- ・ 仮設規模 : 約5,700㎡ 3階建て
: 計画約63コマ>必要約62.5コマ・・・OK(左記に加えて幼稚園4コマを計画)
: 既存および年度施設台帳を基に算出(アリーナ除く、プール除く、給食室減)
- ・ 仮設校舎と擁壁及び既存体育館との隣隔や許可基準等 詳細検証が必要です。
- ・ 仮設グラウンド: ステップにより確保できる可能性あり
- ・ 体育館の仮設 : 無し
- ・ 給食室の仮設 : 無し(配膳室あり)
- ・ 幼稚園の仮設 : 有り



想定ローリング計画(案) R5改定



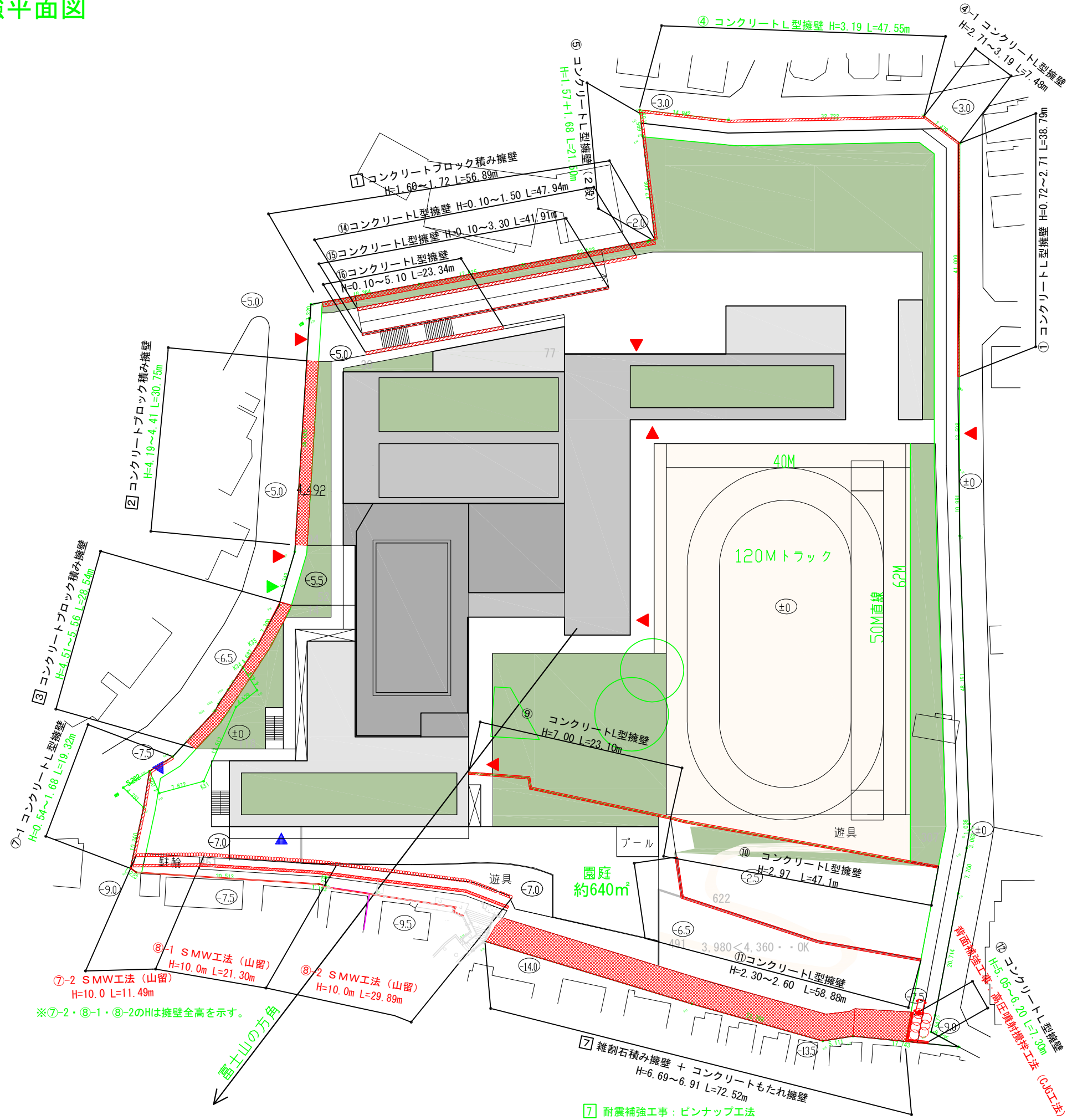
解体数量

No	高さ (m)	長さ (m)
①	0.72~2.71	38.79
③	0.14~3.06	29.57
④	0.26~3.19	47.55
⑤	0.13~1.57 1.68	21.50
⑥-1	2.18	52.45
⑥-2	2.00	10.26
⑦-1	0.54~1.68	19.32
⑦-2	—	—
⑧-1	—	—
⑧-2	—	—
⑨	0.70~1.10	23.10
⑩	2.65~2.70	47.10
⑪	2.30~2.60	58.88
⑫	—	—
⑬	3.49	23.48
⑭	1.60~1.72	56.89
⑮	4.19~4.41	27.67
⑯	4.51~5.56	32.41
⑰	3.17~4.24	48.50
⑱	3.49	5.40
⑲	0.65~1.63	28.03

工事番号	
工事名称	
工事場所	世田谷区喜多見六丁目9番1号 地内
図面名称	既存擁壁解体工事平面図
縮尺	S=1:700 (S=1:350) ただし()内は 別図に準ずる
作成年月日	令和5年2月
図面番号	YY XX
世田谷区教育委員会事務局	

擁壁新設・補強平面図

- ▲ 小学校出入口
- ▲ 幼稚園出入口
- ▲ 給食搬出入口



※⑦-2・⑧-1・⑧-2のHは擁壁全高を示す。

新設数量

No	高さ (m)	長さ (m)	新設構造物
①	0.72~2.71	38.79	L型擁壁
④	3.19	47.55	L型擁壁
④-1	2.71~3.19	7.48	L型擁壁
⑤	1.57 1.68	21.50	L型擁壁
⑦-1	0.54~1.68	19.32	L型擁壁
⑦-2	10.00	11.49	SMW
⑧-1	10.00	21.30	SMW
⑧-2	10.00	29.89	SMW
⑨	7.00	23.10	L型擁壁
⑩	2.97	47.10	L型擁壁
⑪	2.30~2.60	58.88	逆T型擁壁
⑭	0.10~1.50	47.94	L型擁壁
⑮	0.10~3.30	41.91	逆T型擁壁
⑯	0.10~5.10	23.34	逆T型擁壁
⑰	1.60~1.72	56.89	
⑱	4.19~4.41	30.75	
⑳	4.51~5.56	28.54	

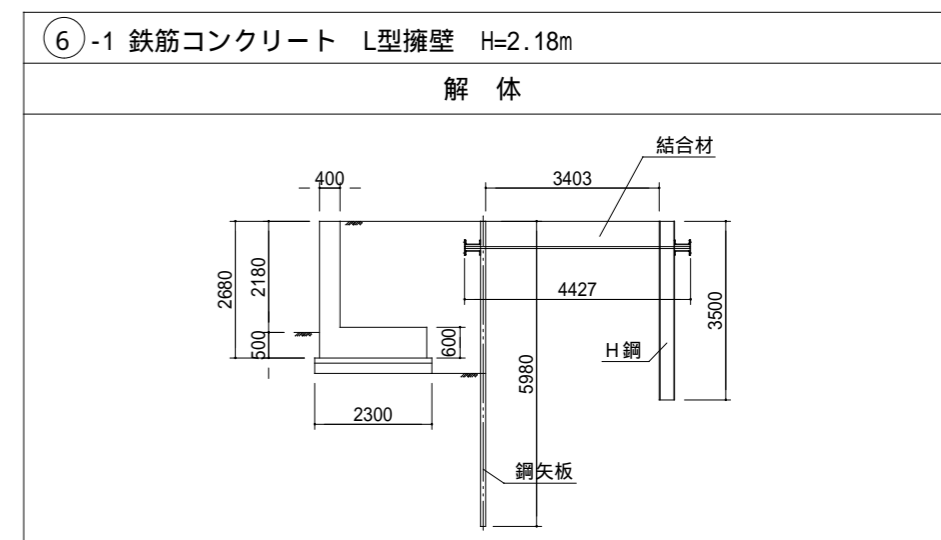
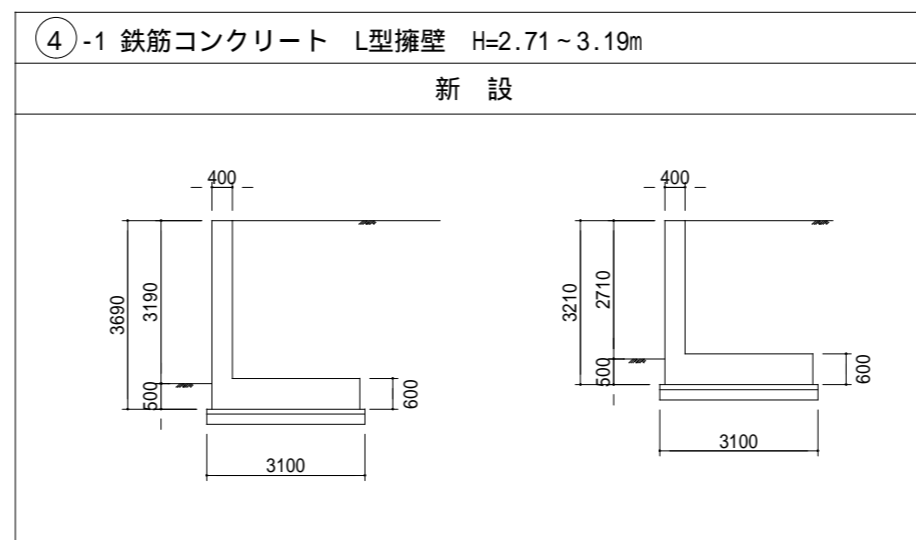
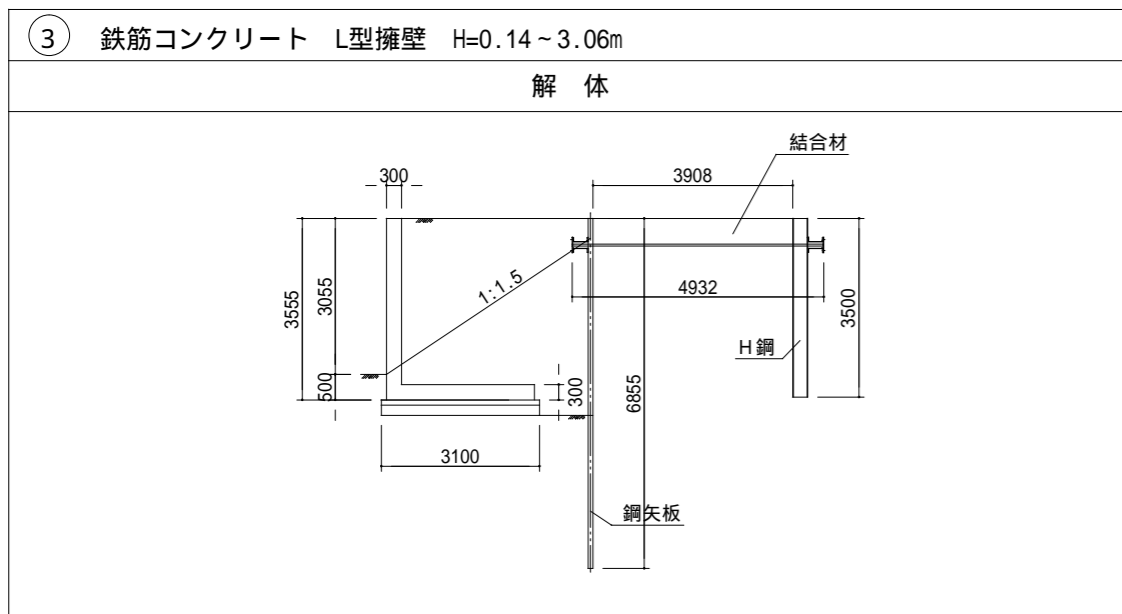
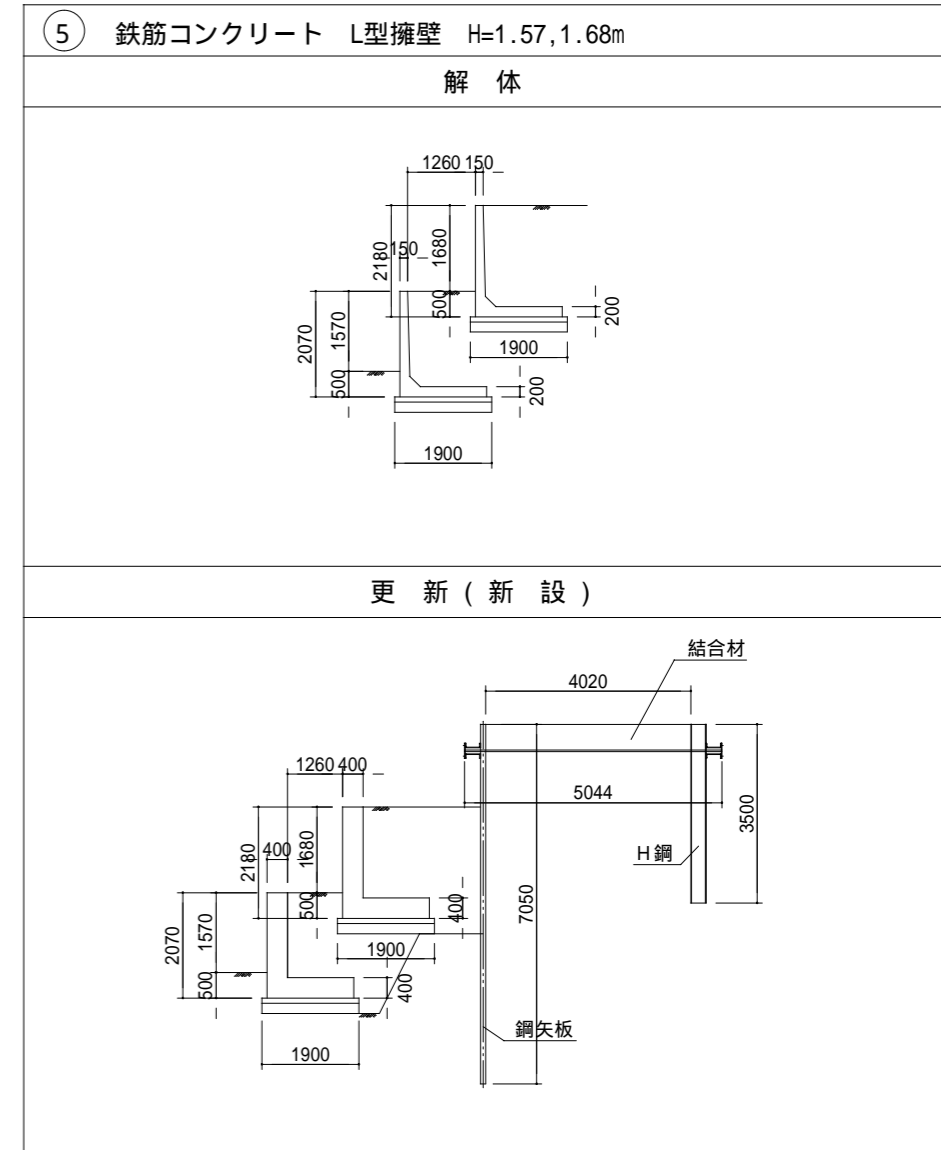
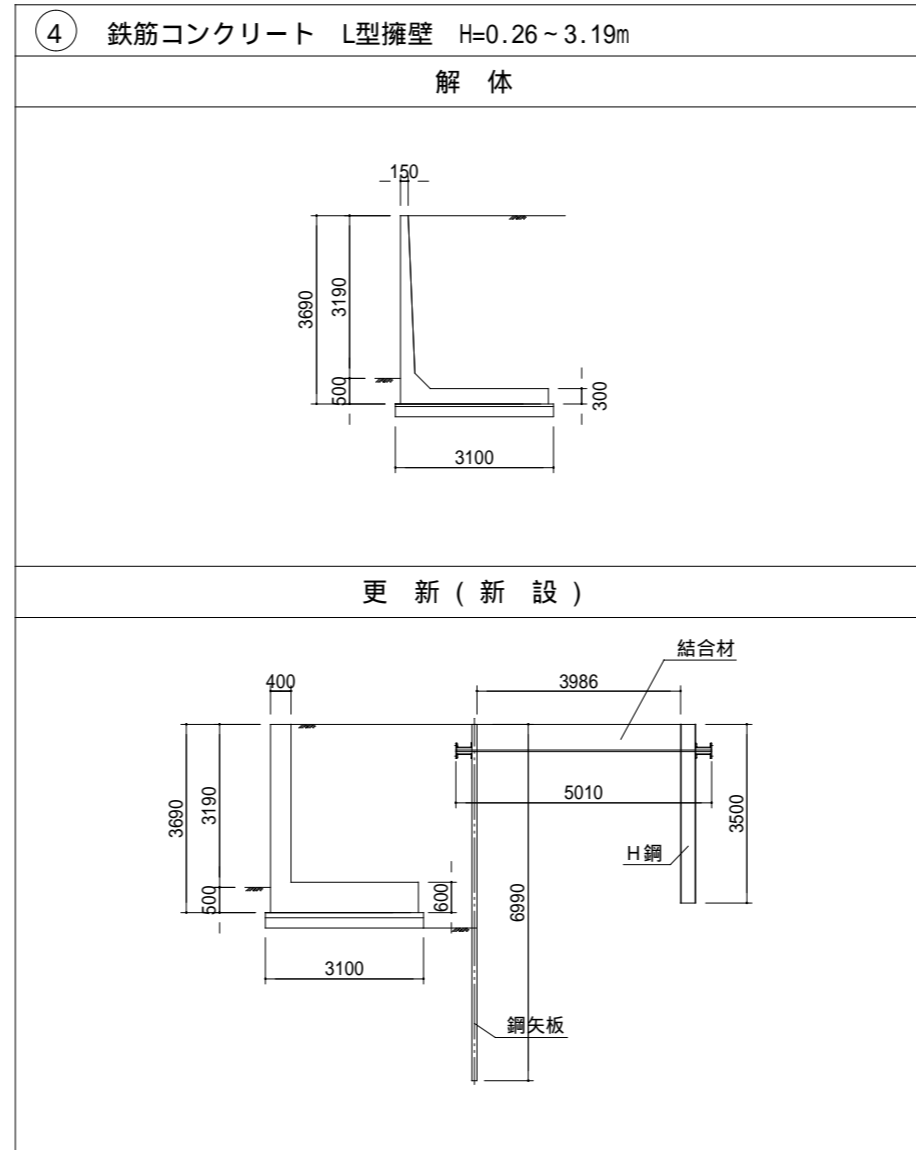
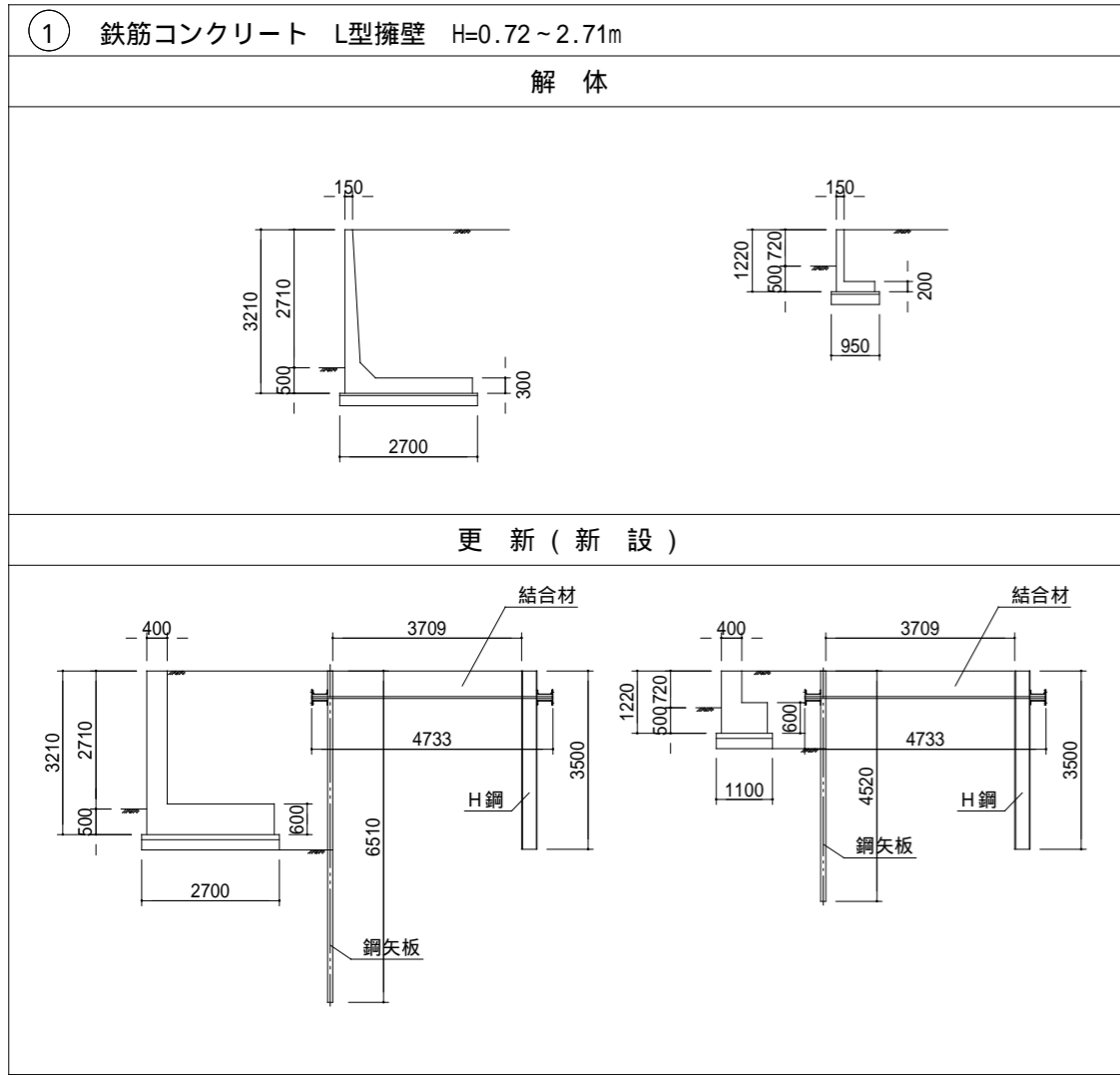
耐震補強数量

No	高さ (m)	長さ (m)	補強工法
⑫	5.05~6.20	7.30	ピンナップ工法
⑬	6.69~6.91	72.52	CJG工法

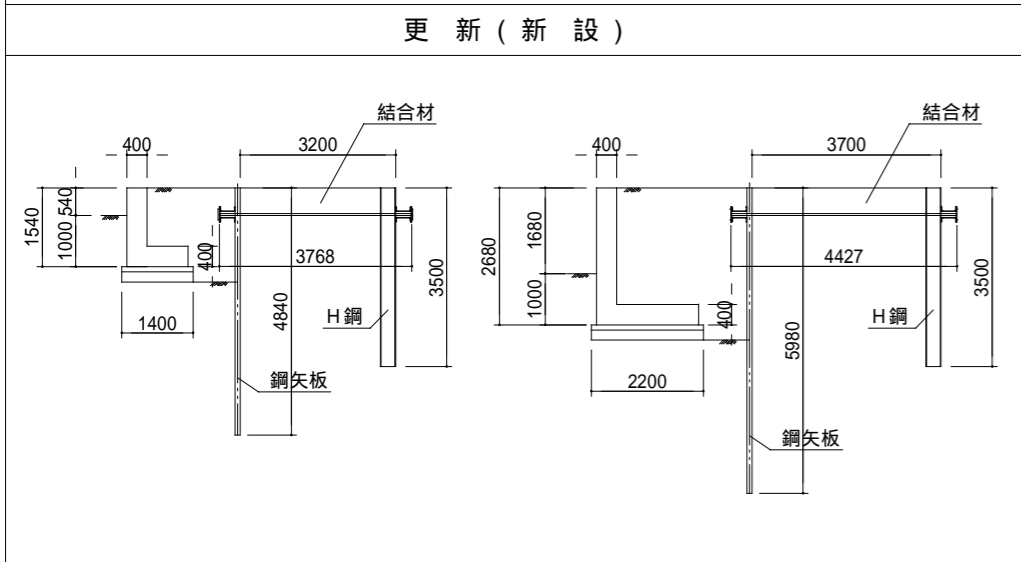
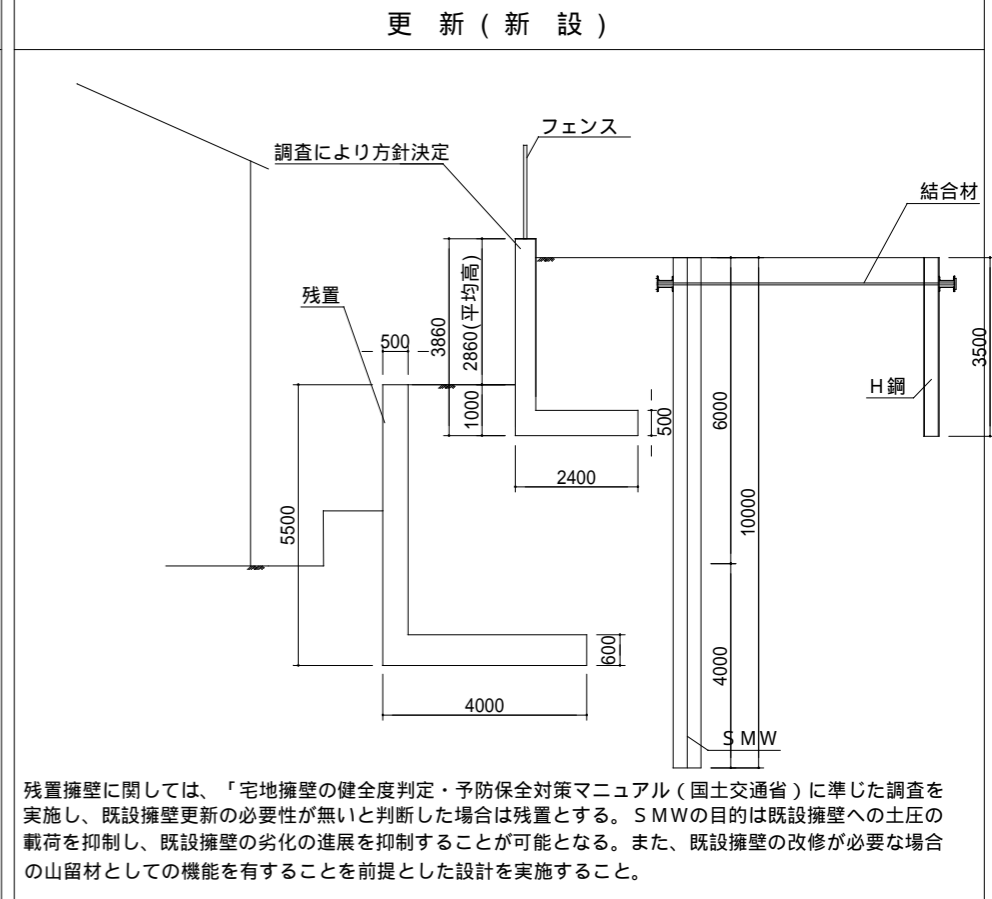
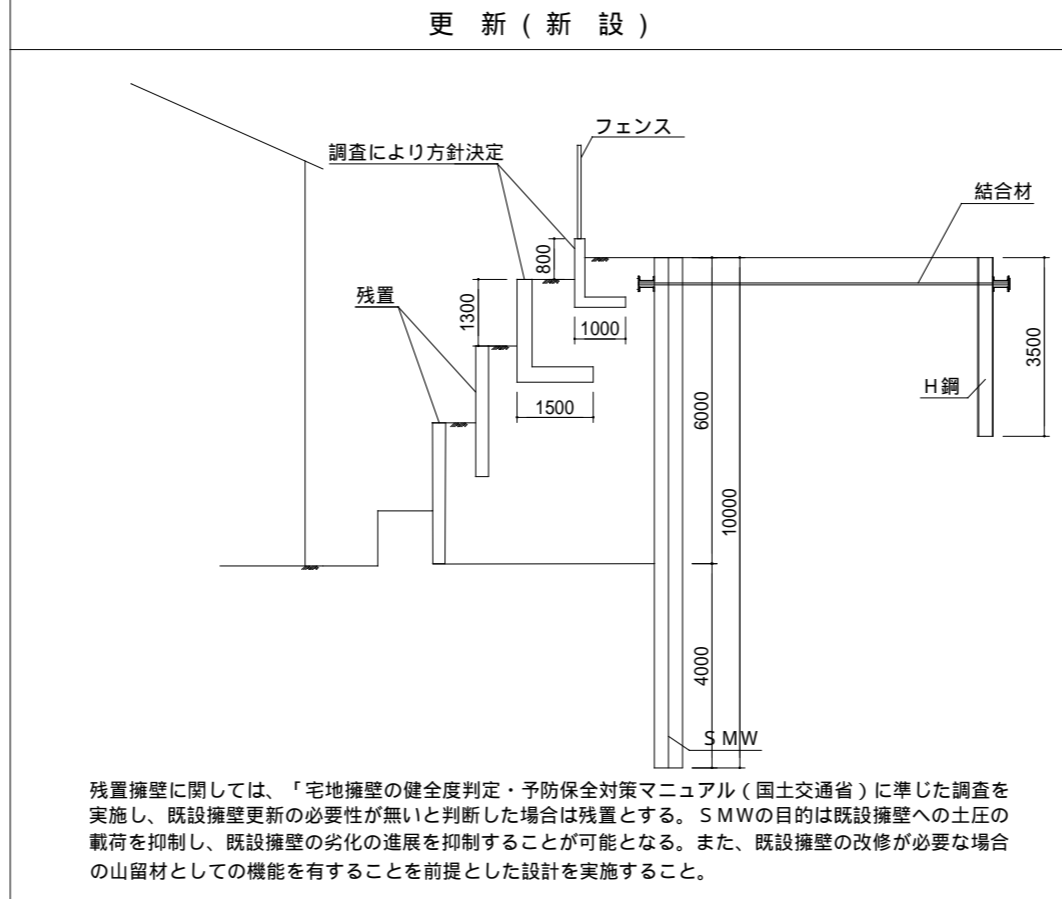
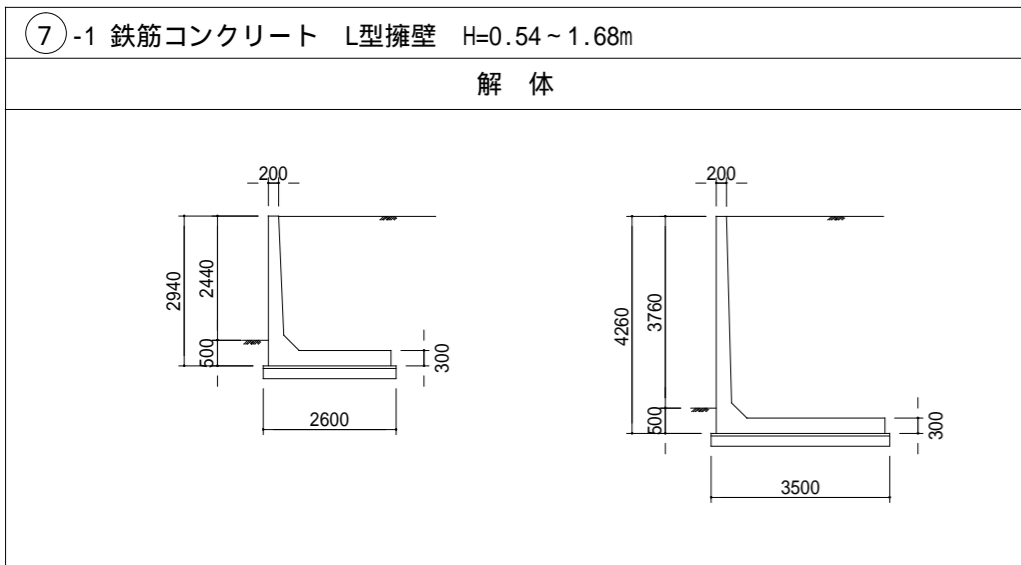
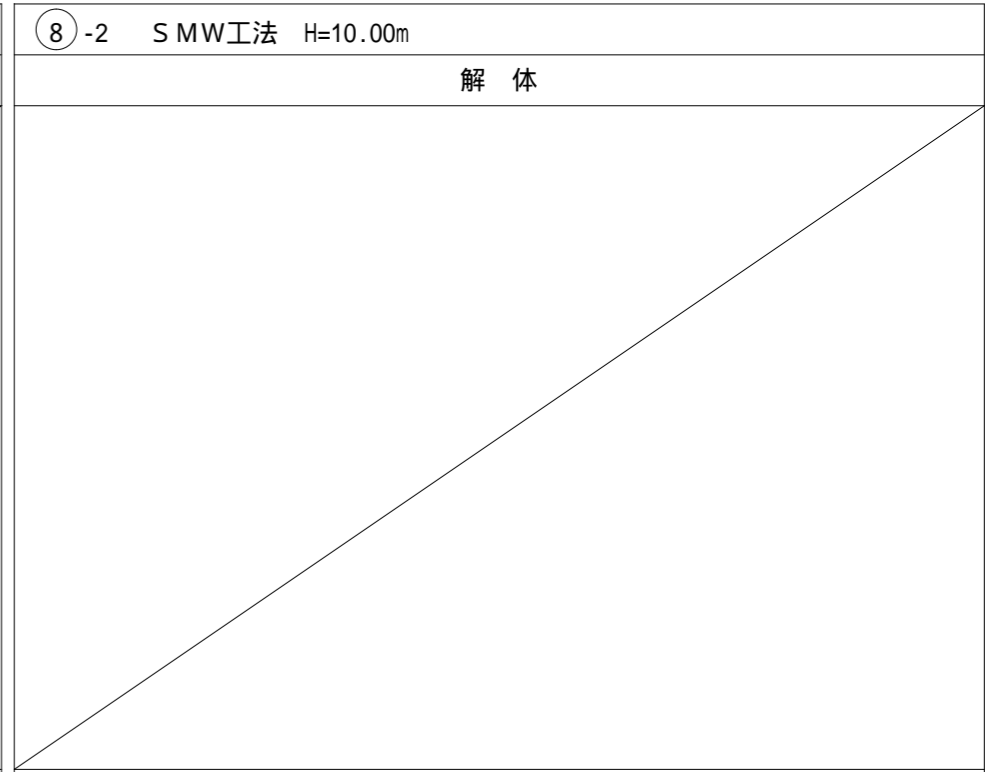
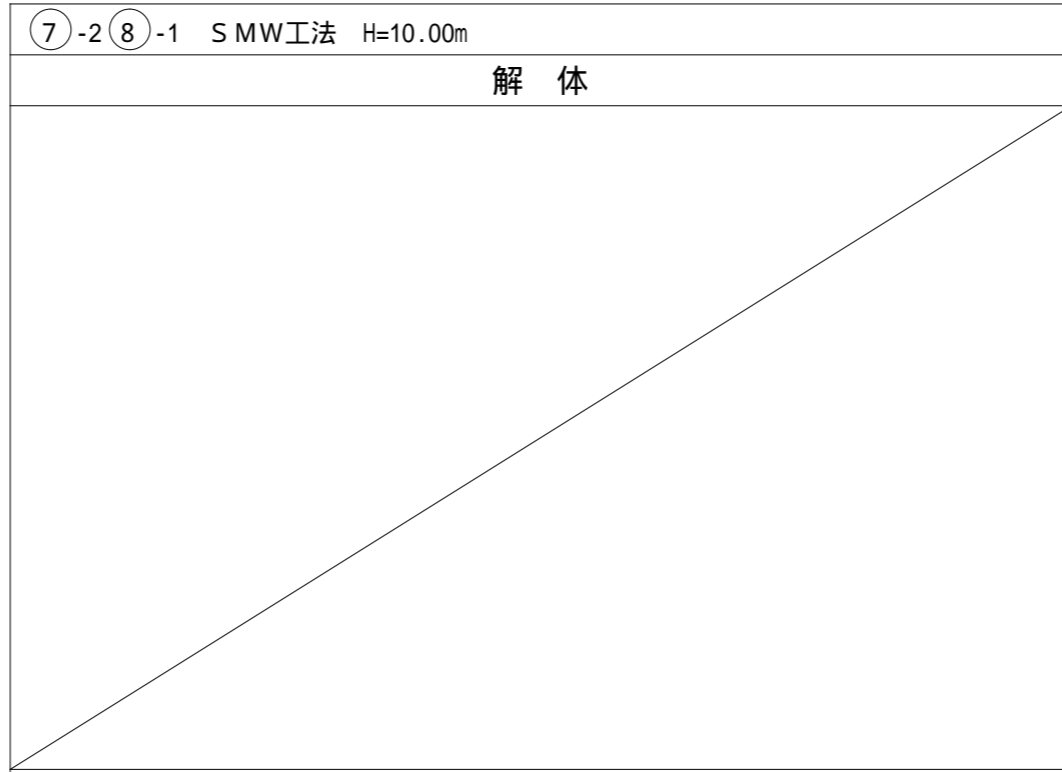
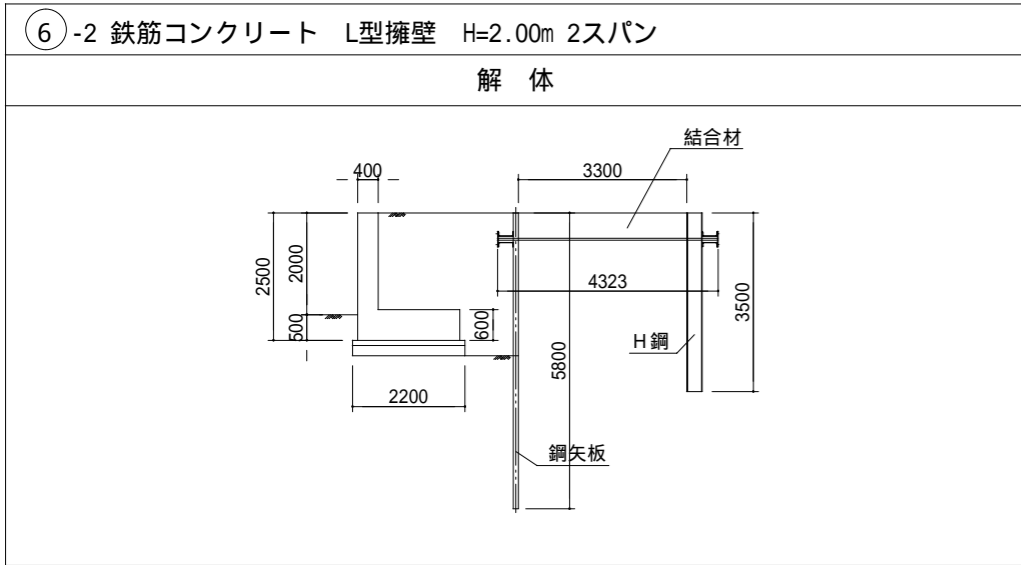
工事番号	
工事件名	
工事場所	世田谷区喜多見六丁目9番1号 地内
図面名称	擁壁新設・補強平面図
縮尺	S=1:700 (S=1:350) ただし()内は 別図に基本図
作成年月日	令和5年1月 日
図面番号	YY XX
世田谷区教育委員会事務局	

既存擁壁解体・擁壁新設参考図一覧 (1)

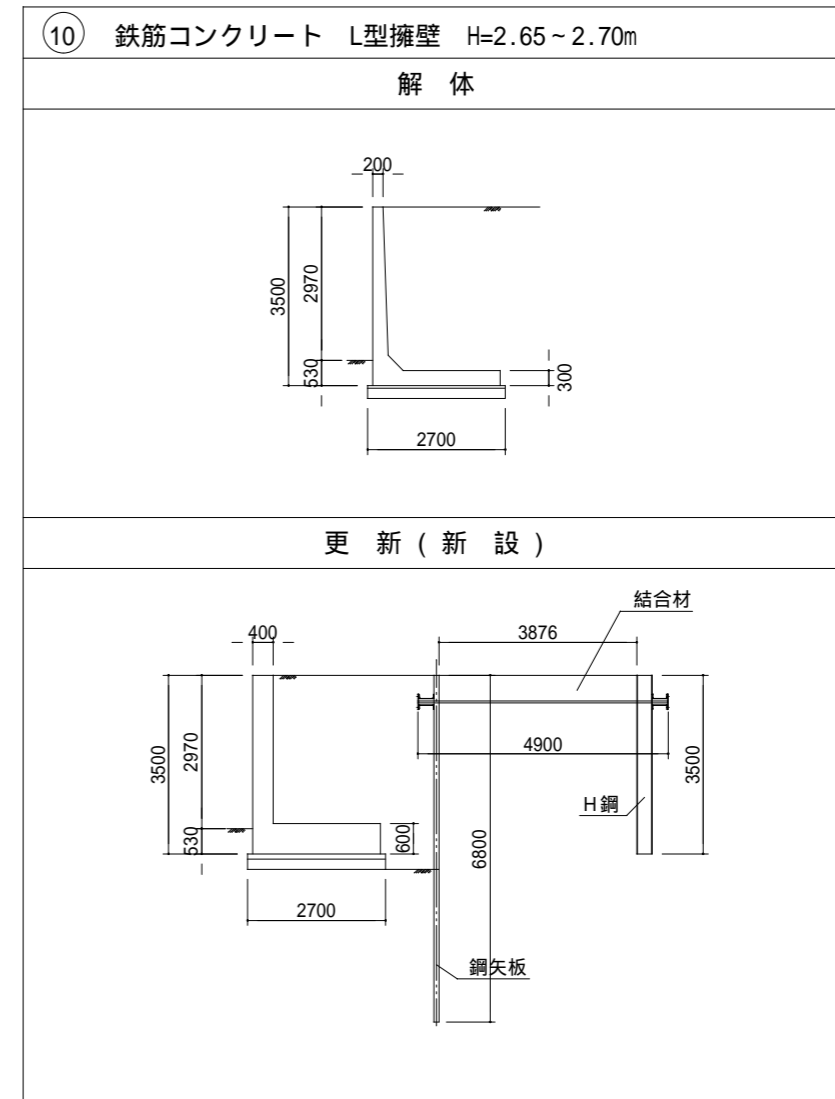
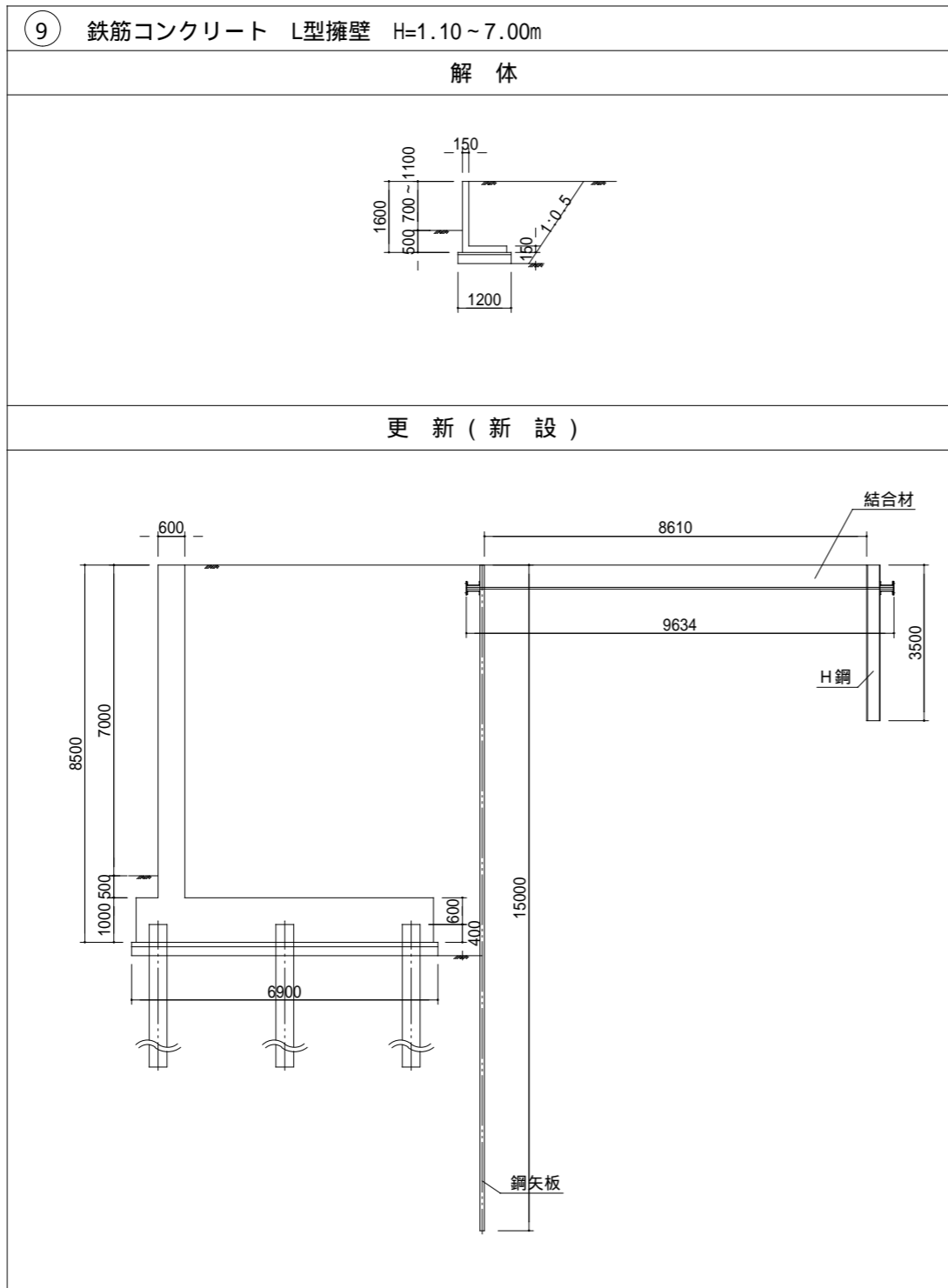
S=1:150



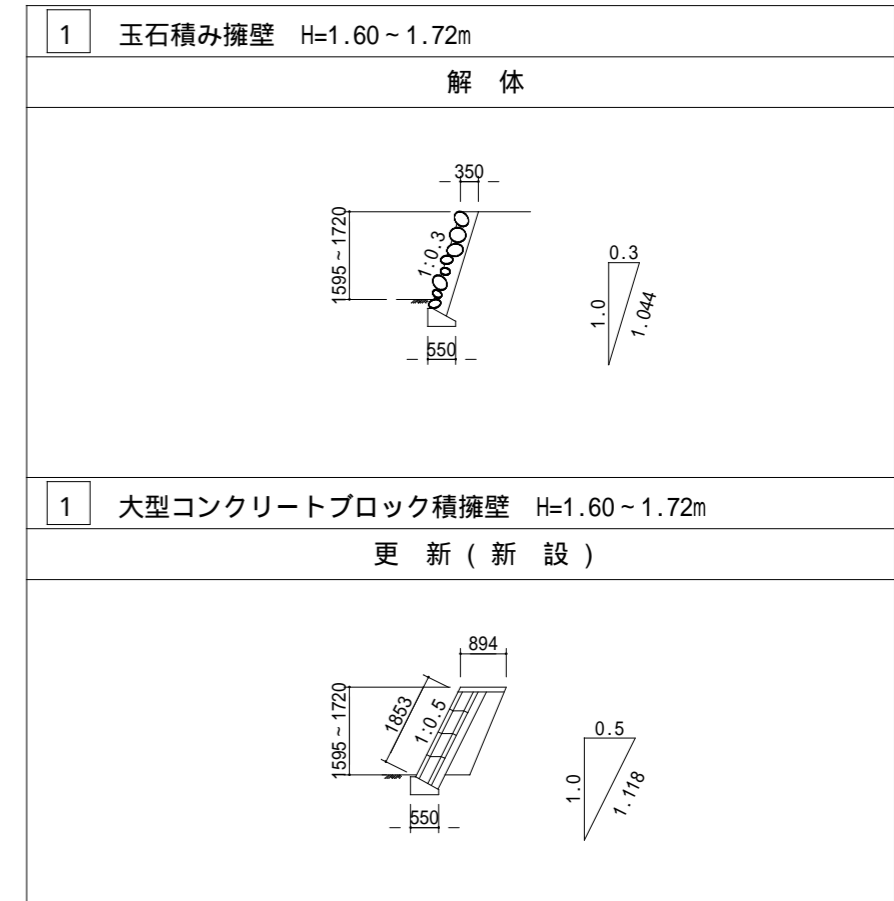
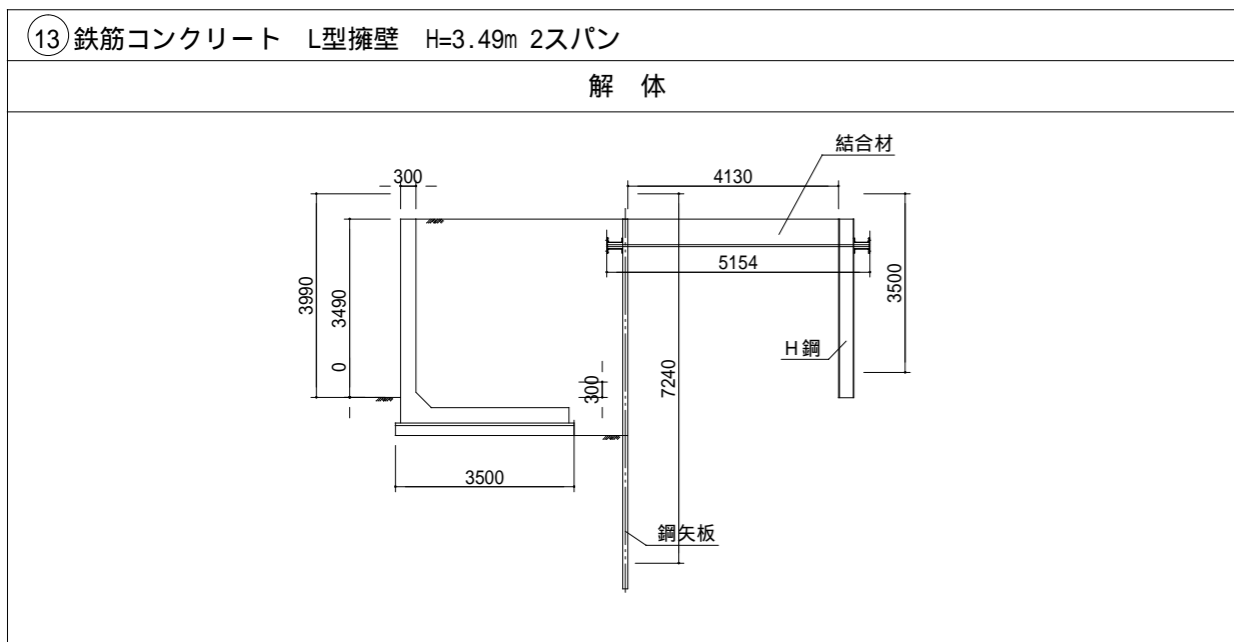
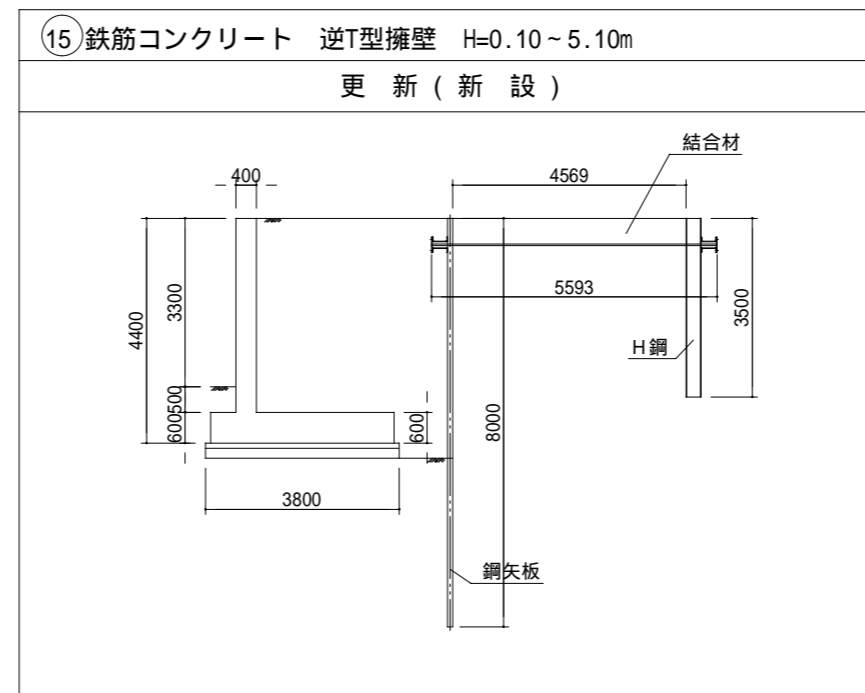
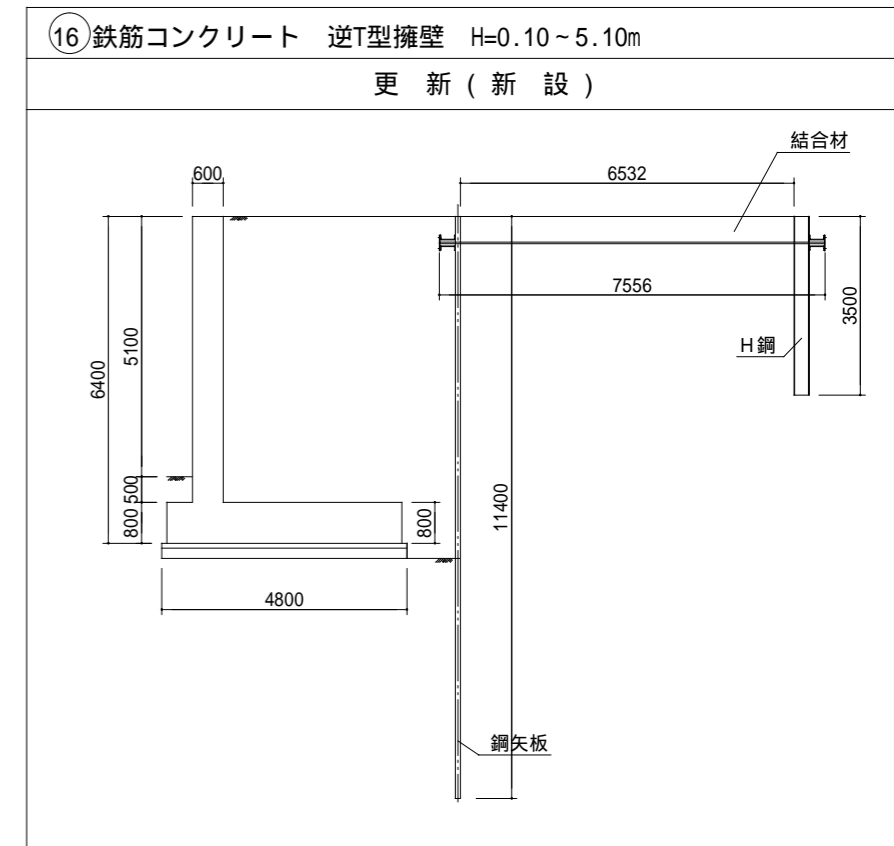
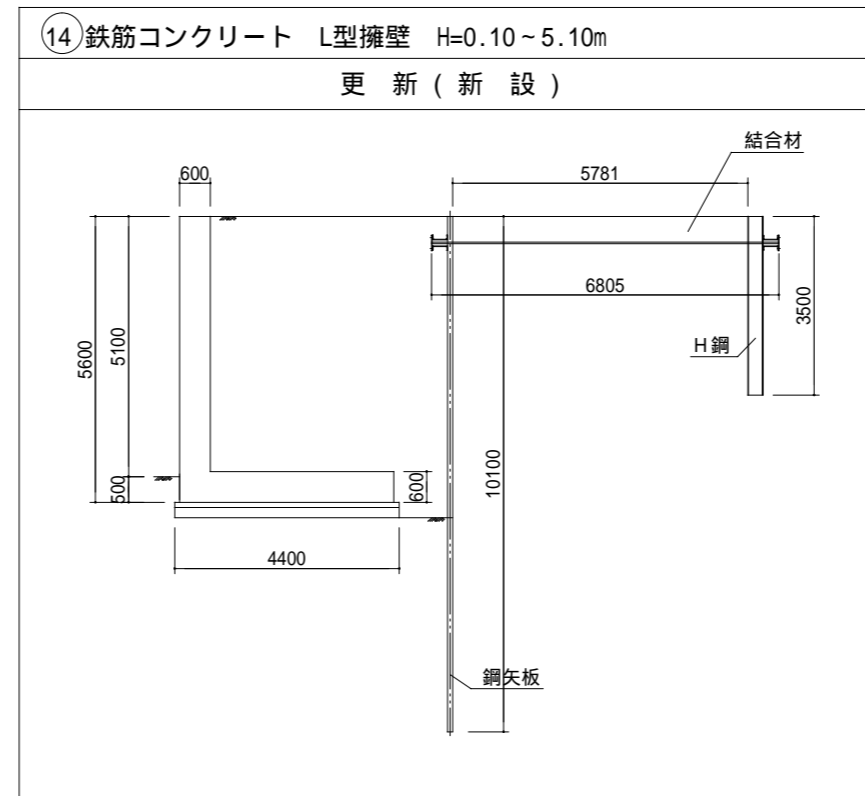
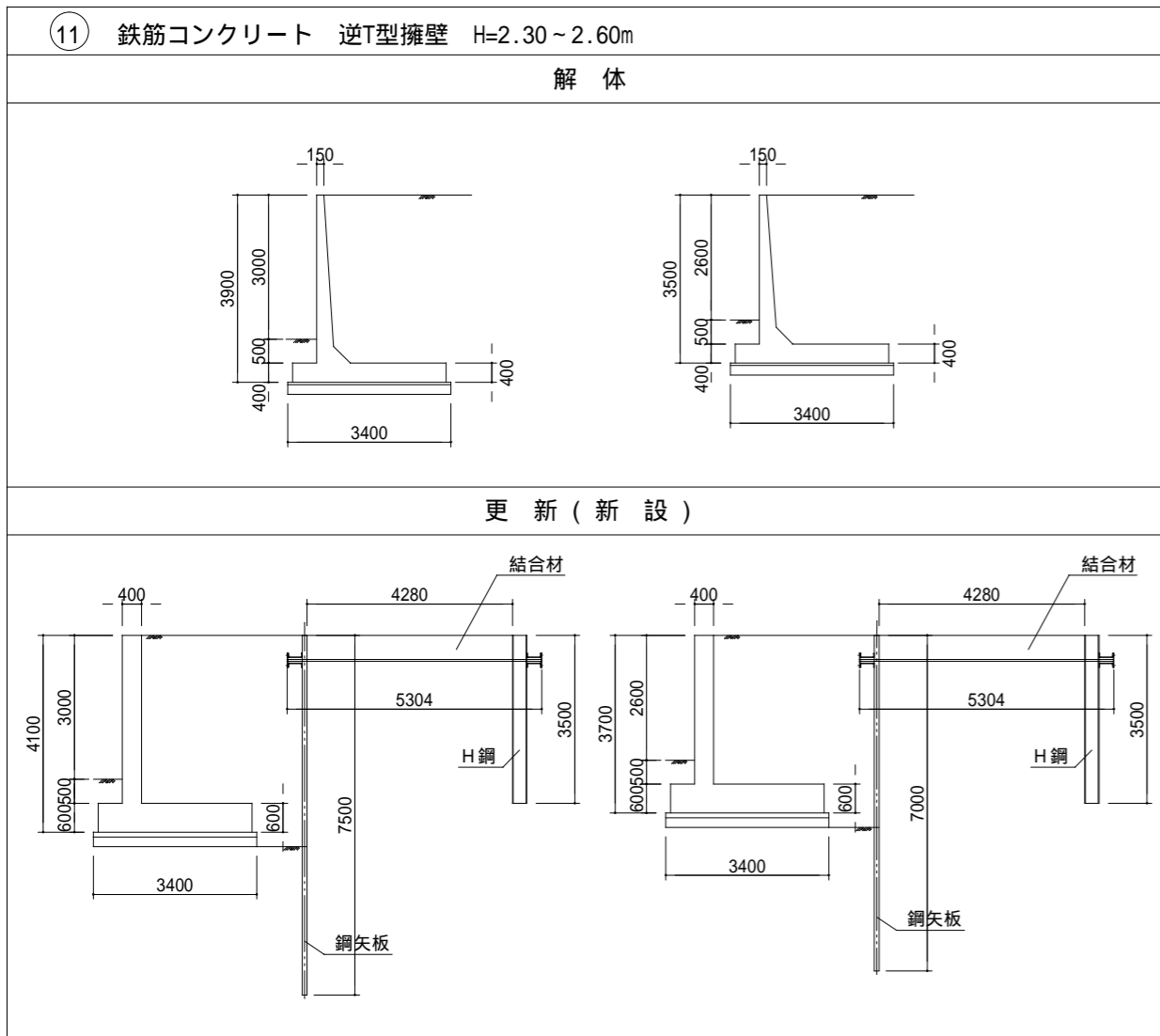
注記：・既存擁壁の地中構造、新設擁壁及び仮設計画は「貸出資料3擁壁調査報告書」を基に想定し作図した。
 本図を参考とし、「宅地造成等規制法」及び「道路土工 擁壁工指針（平成24年度版）」社団法人
 日本道路協会」に準じた提案（技術提案説明書4）を行うこと。
 なお、本図以外の補強等を対象とする擁壁は、宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル
 （国土交通省）に準じた提案（技術提案説明書4）を行うこと。



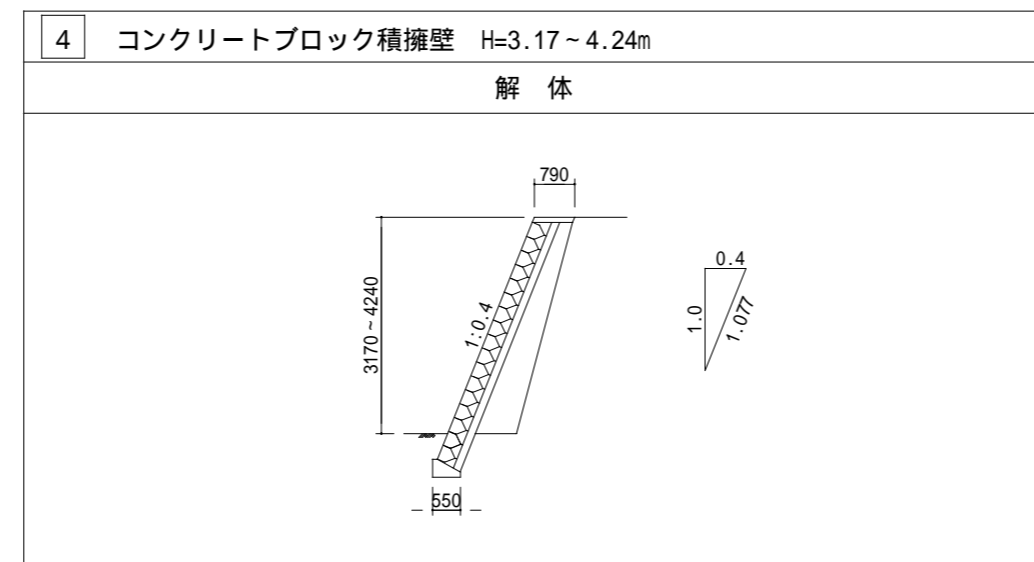
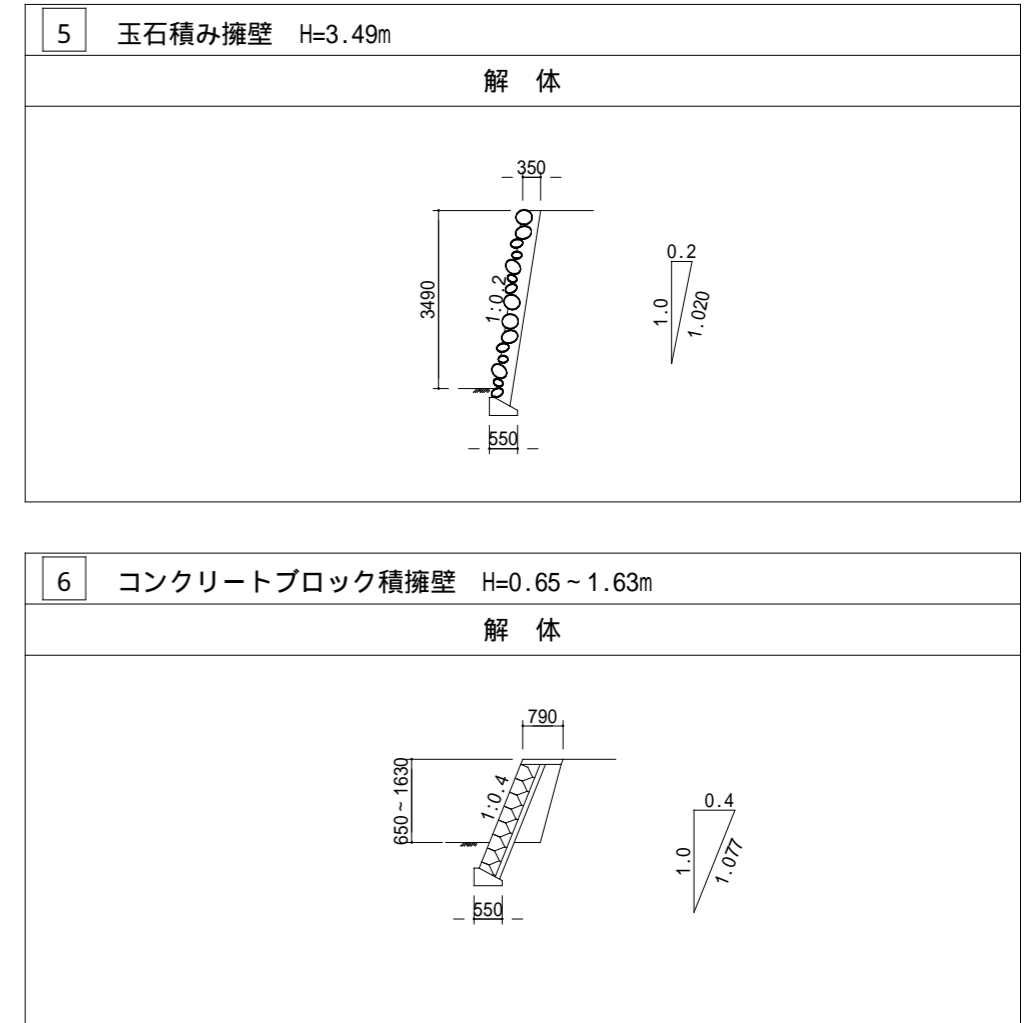
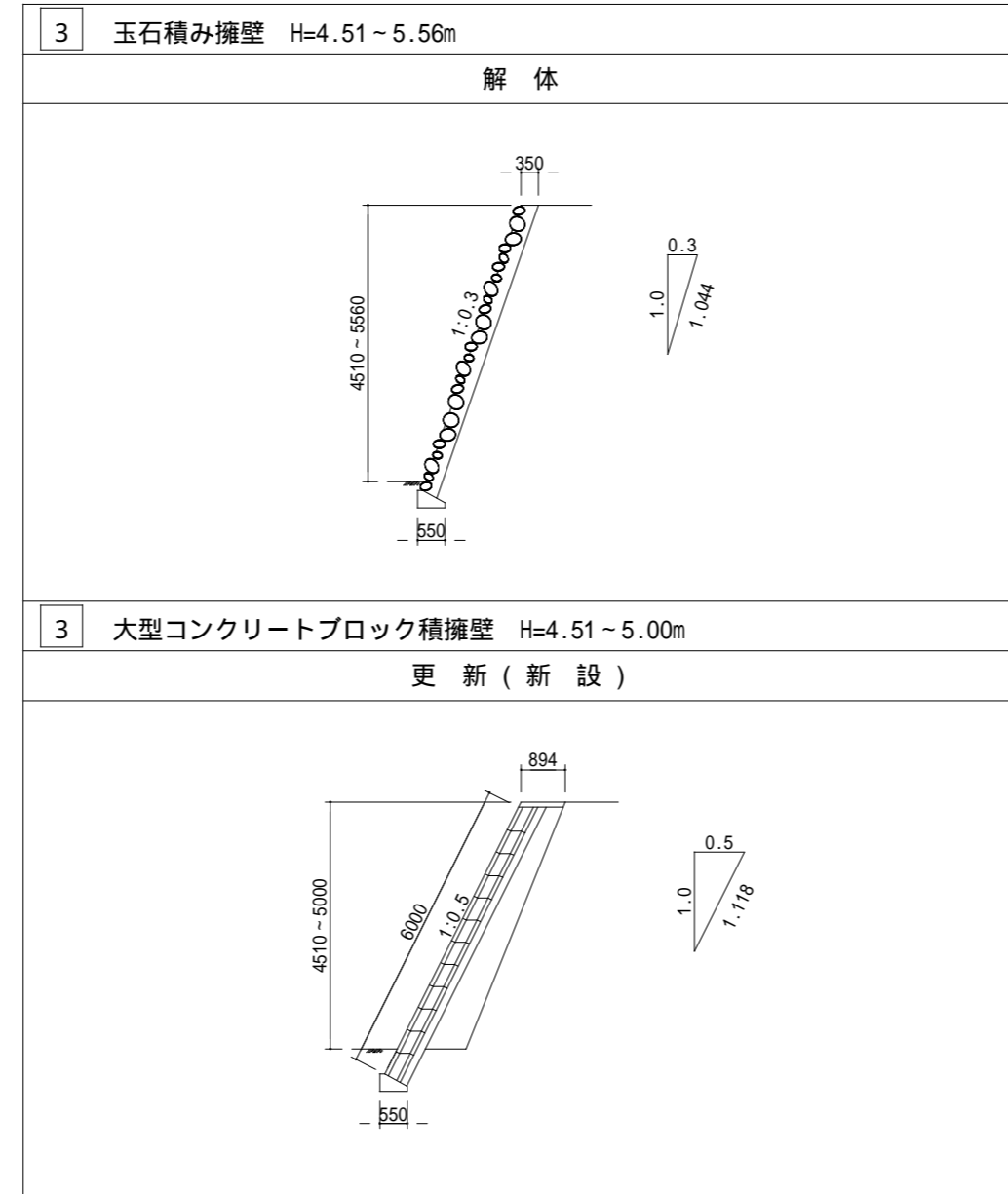
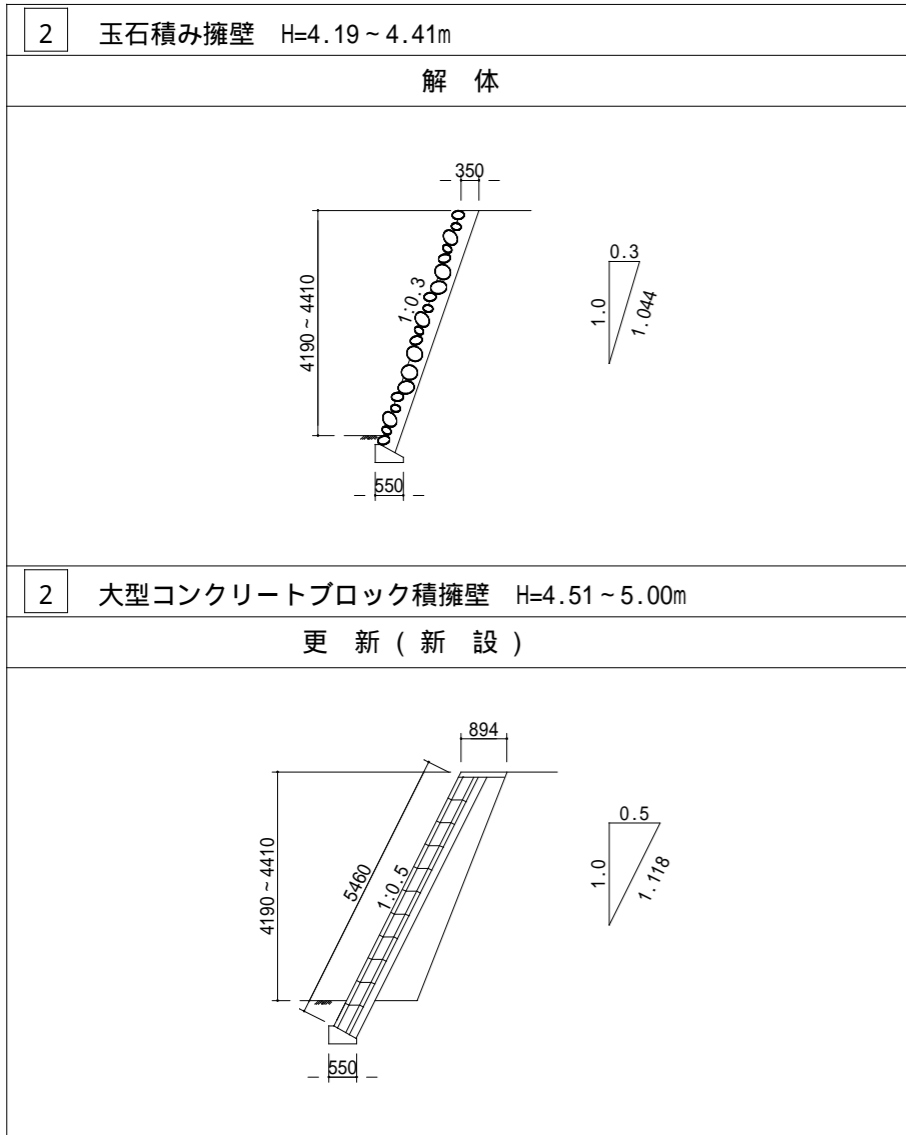
注記：・既存擁壁の地中構造、新設擁壁及び仮設計画は「貸出資料3擁壁調査報告書」を基に想定し作図した。本図を参考とし、「宅地造成等規制法」及び「道路土工 擁壁工指針(平成24年度版) 社団法人日本道路協会」に準じた提案(技術提案説明書4)を行うこと。
 なお、本図以外の補強等を対象とする擁壁は、宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル(国土交通省)に準じた提案(技術提案説明書4)を行うこと。



注記：・既存擁壁の地中構造、新設擁壁及び仮設計画は「貸出資料3擁壁調査報告書」を基に想定し作図した。
 本図を参考とし、「宅地造成等規制法」及び「道路土工 擁壁工指針(平成24年度版) 社団法人 日本道路協会」に準じた提案(技術提案説明書4)を行うこと。
 なお、本図以外の補強等を対象とする擁壁は、宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル(国土交通省)に準じた提案(技術提案説明書4)を行うこと。



注記：・ 既存擁壁の地中構造、新設擁壁及び仮設計画は「貸出資料3擁壁調査報告書」を基に想定し作図した。
 本図を参考とし、「宅地造成等規制法」及び「道路土工 擁壁工指針（平成24年度版）」社団法人日本道路協会」に準じた提案（技術提案説明書4）を行うこと。
 なお、本図以外の補強等を対象とする擁壁は、宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル（国土交通省）に準じた提案(技術提案説明書4)を行うこと。



注記：・既存擁壁の地中構造、新設擁壁及び仮設計画は「貸出資料3擁壁調査報告書」を基に想定し作図した。本図を参考とし、「宅地造成等規制法」及び「道路土工擁壁工指針（平成24年度版）社団法人 日本道路協会」に準じた提案（技術提案説明書4）を行うこと。

なお、本図以外の補強等を対象とする擁壁は、宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル（国土交通省）に準じた提案（技術提案説明書4）を行うこと。